



ウォームトピック

Warm TOPIC

Vol.
182
2025.MAR/APR

北陸AJEC
北陸環日本海経済交流促進協議会

CONTENTS

寄稿

- 2 トランプ大統領の政策が日本やアジアに与える影響と対応
(一財)国際貿易投資研究所 研究主幹 高橋俊樹

定例報告

- 16 富山県・遼寧省友好県省締結40年、富山県大連事務所開設20年のあゆみ
富山県大連事務所 所長 大西謙二
- 18 日系企業にとってのシンガポール投資戦略
CC Innovation Singapore Pte. Ltd. 余座勇
- 20 北陸企業で活躍する留学生OB紹介
株式会社PFU 李健(リジェン)
- 24 北陸AJEC2023年度調査事業 実施報告セミナー 開催概要
北陸AJEC 酒井秀行
- 33 高度外国人材活用セミナー 開催概要
北陸AJEC 酒井秀行

業務報告

- 43 えーじえっく日誌、今後の予定

トランプ大統領の政策が日本やアジアに与える影響と対応

(一財) 国際貿易投資研究所 研究主幹 高橋俊樹

要約

米国の貿易赤字に占める中国の割合が2018年から2023年にかけて大きく減少したが、米国の貿易赤字の総額は減少せず、その代わりにメキシコ・カナダやアジア及びEUなどのシェアが増加した。

このことは、今後のドナルド・トランプ大統領の関税政策の主なターゲットは、これまでのように「中国」であることは間違いないが、米国の輸入に占めるシェアを拡大させた「メキシコ・カナダやアジア及びEU」などにその重心が少しずつシフトする可能性がある。

また、トランプ大統領は第2次政権においては、中国企業が外国で生産したEV(電気自動車)などの製品の米国への迂回輸入の阻止、あるいはUSMCA(米国・メキシコ・カナダ協定)の見直しや移民・麻薬の流入対策などを優先的に進めると考えられる。

そうした中で、トランプ大統領と習近平国家主席の決断により、中国の自動車メーカーや車載用電池メーカーの対米進出が実現するかもしれず、今後の動きが注目される。

日本企業には、こうしたトランプ大統領の新政策に対して、社内の「トランプ対策チーム」などを活用し、新たなサプライチェーン戦略を展開することが求められる。

はじめに

トランプ大統領は、世界一律10~20%のユニバーサル・ベースライン関税や60%の対中関税などの賦課を表明している。トランプ大統領は、第

一段階の日米貿易交渉で積み残した日本の自動車・同部品、農産物、医薬品、通信機器などの自由化で大幅な譲歩を勝ち取るため、ユニバーサル・ベースライン関税をそのための取引材料にする可能性がある。こうした中で、米国の有力紙は2025年1月6日、ユニバーサル・ベースライン関税は、鉄鋼・アルミ、医療用品、バッテリー、太陽光パネルなどの重要品目に対象を絞って適用される計画があることを報じた。日本企業には、トランプ政権におけるこうした関税などに関わる動きを常にウオッチし、的確な対応を探ることが望まれる。

1. トランプ大統領の経済通商政策の特徴と日本企業の対応

(1) 何を根拠にトランプ高関税は賦課されるか

トランプ大統領は様々な関税の引き上げ策を検討している。それらは目的別に引き揚げられた共通の関税率を幾つもの国に跨って賦課することになるが、それは結果として、一つの国に目的別に異なる幾つもの関税率を重層的に適用することになる。

例えば、トランプ大統領はメキシコに10~20%のユニバーサル・ベースライン関税を賦課するとともに、メキシコから輸入される中国車に100~200%の関税を課し、移民・麻薬の流入を理由にメキシコに25%の関税賦課を適用しようとしている。

すなわち、米通商法等に基づくそれぞれの関税引き上げ策を適用するチャンネルは、スパゲティの

ように絡まっているため、どれが最初に実行され、どれが適用を猶予され、どれが最後に適用されるのか、などの見通しが立てにくい。

このため、日本企業としては、絡まり合ったスパゲティを一つ一つほぐしながら、それらの適用の手続きや日程及び適用除外措置の有無などを的確に確認することが必要になる。実際に、関税引き上げの根拠となる通商法などは、おおよその検討がつくため、それをしっかりと見極めることが、企業のグローバル戦略に不可欠である。

トランプ大統領は選挙キャンペーンなどにおいて、世界各国に対して一律に適用する10~20%のユニバーサル・ベースライン関税、中国からの輸入品に対する60%の関税、メキシコから輸入される中国車に100%や200%の関税、移民・麻薬の流入を理由にカナダ・メキシコへの25%の関税、などの賦課を表明している。

それらの中で、「世界一律10~20%のユニバーサル・ベースライン関税を賦課するための根拠法」として挙げることができるのは、国際緊急経済権限法(IEEPA)と1974年通商法122条が考えられる。ロバート・ライトハイザー元USTR(米国通商代表部)代表が示唆したIEEPAは、「大統領が国家安全保障や外交政策及び経済に重大な脅威があるとして緊急事態を宣言した場合、大統領権限を行使できる」と定めている。IEEPAの前身の対敵通商法(TWEA)は、1971年8月のニクソンショック時の10%課徴金の課税に適用されており、このことがユニバーサル・ベースライン関税の適用の根拠としてIEEPAが引き上げられる背景となっている。

また、1974年通商法122条はUSTR代表に指名されたジェミソン・グリア氏が示唆したもので、「巨額な国際収支赤字に対処するため、大統領は

いつでも、150日間を限度に従価で15%を超えない範囲の輸入課徴金あるいは輸入割当などの規制措置を賦課できる」ことを規定している。

IEEPAと通商法122条は、条件さえ整えば「速やかに、全世界」からの輸入に適用可能であるという利点を持っている。ただし、IEEPAは緊急事態の宣言を議会などに通知しなければならないし、定期的に議会に報告する必要がある。通商法122条は関税率が15%を超えてはならないし、150日間の時限立法となる。議会の承認を得ることで、この時限立法を延長することは可能であり、トリプルレッドを達成したトランプ政権は、議会でその延長法案を可決することが容易になったと思われる。

次に、「中国からの輸入品に対する60%の関税賦課の根拠法」としては、1974年通商法301条や1930年関税法338条の適用が考えられる。1974年通商法301条は、「米国通商代表部(USTR)に貿易相手国の不公正な貿易・通商慣行に対する措置の権限を与えており」、トランプ第1次政権は最大25%の対中追加関税に適用済みである。通商法301条は、調査に12か月以内の日程を要求しており、IEEPAや通商法122条と違い、大統領による制裁措置の発動までに一定の調査期間が必要となるのが特徴である。

1930年関税法338条は、ライトハイザー元USTR代表が示唆したもので、「大統領が、特定国が米国に不利益をもたらす差別待遇を採用していると認定した場合、当該国からの輸入に最大50%の追加関税を賦課できる」ことを定めている。

そして、「メキシコから輸入される中国車に100%~200%の関税を賦課するための根拠法」としては、1962年通商拡大法232条が見込まれる。

1962年通商拡大法232条は、「商務長官がある輸入製品による国家安全保障上の脅威の有無を調査し、当該輸入製品が米国の国家安全保障に脅威を与えると判断した場合、大統領は輸入調整措置を取ることができる」と規定している。トランプ第1次政権は、鉄鋼、アルミへのそれぞれ25%と10%の関税賦課の際に、通商法232条を適用した。同通商法は、調査を270日以内に実施することを求めており、通商法301条と同様に、発動までに一定の時間を要する。

また、「移民・麻薬の流入を理由にカナダ・メキシコに25%の関税、中国に10%の関税を賦課するための根拠法」としては、IEEPAが見込まれる。トランプ第1次政権は2019年にIEEPAを移民流入の問題に適用することを検討したが、実際には、その時は適用されなかった。トランプ大統領はカナダやメキシコからの移民や麻薬の流入に対して、今回も同様に、IEEPAの活用を検討するものと見込まれる（本稿の執筆時点である2025年1月中旬においては、トランプ大統領は緊急事態宣言を発し関税引き上げを検討していると伝えられたが、その後2月に入り、中国への10%関税は2月4日に発動、カナダ・メキシコへの25%の関税賦課は1か月延期された）。

ただし、カナダ・メキシコに対する25%の関税賦課は、USMCAを活用し無税での輸入が進展している北米の貿易の枠組みに大きなダメージを与えるため、トランプ大統領はその適用前に交渉の妥結を図るかもしれない。また、25%の関税が発動されたとしても、迅速な交渉の合意により、早い段階で中止される可能性がある。

IEEPAと通商法122条はあまり時間を掛けずに大統領の権限を行使することが可能であるが、通商法301条と通商法232条は調査の実施が必要であ

り、発動までには一定の期間が求められる。この意味で、トランプ大統領が表明した関税政策が全て実施されるとすれば、10~20%のユニバーサル・ベースライン関税やカナダ・メキシコへの25%関税の賦課は、中国からの輸入品に対する60%の関税やメキシコから輸入される中国車への100%や200%の関税の賦課よりも早めに発動される可能性がある。

ただし、通商法301条による対中追加関税や通商法232条に基づく鉄鋼・アルミへの関税引き上げは、トランプ第1次政権においては、いずれも就任から1年数か月後に発動されたが、トランプ第2次政権ではこれらの通商法に基づく関税引き上げは、学習効果もありスピードアップされるかもしれない。

(2) 日本にユニバーサル・ベースライン関税は賦課されるか

トランプ大統領は、2024年大統領選挙キャンペーンにおいて、早くから世界一律10%のユニバーサル・ベースライン関税の賦課を表明していた。これが実行されたならば、日本の乗用車の対米輸出において、現行の2.5%の関税は10%の追加関税を上乗せされ、12.5%まで高くなる。

このため、2万ドルの日本製の乗用車を米国に輸出すれば、通常は500ドル(20,000×2.5%：150円/ドル換算で約75,000円)の関税を払う必要があるが、10%のユニバーサル・ベースライン関税が賦課されれば、2,500ドル(20,000ドル×12.5%：同約375,000円)もの高い関税を支払うことになる。つまり、追加された関税の分だけ日本製の乗用車は米国で製造されたものよりも価格が高くなり、消費者は米国製乗用車を選ぶ可能性が高くなる。

トランプ第1次政権時に商務長官であったウイルバー・ロス氏は2024年11月10日、カナダ放送協会とのインタビューで、カナダのエネルギー分野や鉄鋼・アルミなどの重要分野はユニバーサル・ベースライン関税の対象とはならない可能性がある」と答えた。その理由として、米国はカナダから大量のエネルギーを輸入しているが、これに課税しても米国の利益にはならないし、実際に、トランプ第1次政権はカナダに対して鉄鋼・アルミの課税を回避するという優遇措置を取ったことを挙げた。

ロス氏の指摘が正しいとするならば、トランプ政権によって実行が見込まれるユニバーサル・ベースライン関税は、単に企業からの申請を参考に適用除外品目が設けられるだけでなく、国別に例外となる分野・品目が定められる可能性がある。

ロス氏のカナダの放送協会への回答とは別に、ユニバーサル・ベースライン関税の対象分野に関する新たな動きが米国紙に報道された。ワシントン・ポスト紙は2025年1月6日、まだ明確に決まってはいるが、世界一律10~20%のユニバーサル・ベースライン関税は、鉄鋼・アルミ・銅などの防衛産業に関わる品目、そして医療用品、バッテリー、レアアース、太陽光パネルなどの品目に対象を絞って適用される計画があることを報じた。

トランプ大統領はフェイクニュースだとして即座に否定したものの、この報道はトランプ政権移行チームを含むトランプ第2次政権の中においてもユニバーサル・ベースライン関税や60%の対中関税などの方向性に関する議論が定まっていなことを示すものと考えられる。

一方、トランプ大統領からカナダ以上に強硬な要求を突き付けられているメキシコのクラウディア・シェインバウム大統領は、米国がユニバーサル・ベースライン関税を賦課するならば、報復関税で対抗することを明らかにしている。

日本は、トランプ第1次政権時において、1962年通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミへのそれぞれ25%と10%の関税賦課に対して報復措置を打ち出さなかった。したがって、トランプ第2次政権におけるユニバーサル・ベースライン関税の賦課に対しても、日本は同様な対応を図ると予想される。この理由として、報復関税で対抗しても得られるメリットよりも、政治的な問題も含めて、総体的にデメリットの方が大きいとの判断を下す可能性が高いことが挙げられる。

なお、トランプ第1次政権は鉄鋼・アルミへの関税賦課において、カナダ・メキシコへの適用を除外したが、日本にはそのまま適用した。その後、日米両政府は2022年2月、鉄鋼製品の一部について一定の割当量まで日本からの輸入に対して関税を免除(関税割当を導入)することで合意した。米国は、EUに対しても同年1月から鉄鋼・アルミで関税割り当てを実施している。

したがって、トランプ大統領は日本への10~20%のユニバーサル・ベースライン関税の課税に関しては、ワシントン・ポスト紙が伝えるように鉄鋼や医療用品及びバッテリーなどの重要な品目に限定しない限り、原則として全品目ベースで関税を賦課する可能性がある。

もしも、全品目ベースで関税が課せられた場合、トランプ大統領が日本に対してユニバーサル・ベースライン関税の適用除外を認めるとすれば、日本が自動車・同部品や農産物及び医薬品などの自由化で大幅な譲歩を行う意向を示すことが

必要になると思われる。

そして、トランプ第一次政権時における鉄鋼・アルミへの課税や4段階に分けて行われた対中追加関税の場合と同様に、日本企業は米国政府に対して品目別に適用除外措置を申請するという受け身的な対応を選ばざるを得ないことも考えられる。

(3) 60%の中国製品への関税の影響

トランプ大統領の強硬な関税政策の一つとして、中国から輸入される製品に対する60%の関税賦課が挙げられる。この60%の関税は、「2018年以前に課されていたベースライン関税」に「2018年からの米通商法301条による最大で25%の追加関税」と「麻薬(フェンタニル)流入に伴う10%の追加関税」を加えたものに、さらに上乗せされると考えられる。しかしながら、60%の関税は、「2018年以前に課されていたベースライン関税」に直接上乗せされたり、全品目一律に賦課されることもありうる。いずれにしても、米国の通商史において高い関税水準の部類に入ることは間違いない。

米国議会では、この60%という高関税を課すために、中国との恒久的正常貿易関係(以下、PNTR)を廃止しようとする動きがある。もしも、議会が中国とのPNTR廃止法案を可決すれば、その分だけ高関税導入のバリアが無くなり、60%を超える対中関税を課すことが容易になる。

現時点では、トランプ大統領による新たな中国への関税賦課は、60%という高率の関税がそのまま適用されるか、それとも戦略的商品に対しては30%で、電子部品やスマホ・ノートパソコン及び衣類のような製品には10%といった追加関税にとどまるかどうかは明らかではない。

もしも、トランプ大統領による60%の対中関税が実施されれば、中国からの報復はNVIDIAへの独占禁止法の調査開始と同様な措置とともに、一層の重要鉱物の輸出管理規制の強化など、これまでにない幅広いものになると考えられる。60%の対中関税は、米中対立のハードランディングに繋がる可能性がある。

60%の対中関税は、中国企業だけでなく、中国の生産拠点で製造し対米輸出を行っている日本企業にも大きな影響を与えることは間違いない。日本企業は、トランプ第1次政権から始まった米通商法301条による最大25%の対中追加関税に対して、適用除外を申請するなどの対応を行っているが、新たな60%の対中関税はその除外品目をそのまま受け入れるのかどうかは現段階では分からない。もしも、最初から仕切り直しをするのであれば、日本企業は60%という高率の関税への対応だけでなく、例外適用品目の申請手続きにさらなる時間と労力を割かなければならなくなる。

2. USMCAが終了し新たに米加間の貿易協定が誕生する可能性はあるか

(1) USMCAの代わりに新たな米加間の貿易協定が誕生するか

中国のEVなどの自動車関連企業におけるメキシコ投資の拡大は、米国だけが懸念しているのではなく、カナダも同様である。カナダは既に、中国から輸入するEVに100%、鉄鋼・アルミに25%の追加関税を賦課するなど、米国の対中政策に同調する動きを見せている。

カナダのオンタリオ州ダグ・フォード首相は、メキシコは中国の自動車・同部品などの米国への輸入チャンネルとして機能しており、メキシコに対して中国から輸入する製品への関税の見直しを求

めた。それが、実行できない場合は、米国とカナダのみで2国間貿易協定を結ぶことを主張した。また、カナダのアルバータ州のダニエル・スミス首相は、オンタリオ州フォード首相が説く米加間での2国間貿易協定の創設に賛成する意向を示した。

これに対し、メキシコのシェインバウム大統領は、カナダ連邦政府のジャスティン・トルドー首相に連絡を取り、メキシコを入れた3か国でUSMCAの見直しを進める言質を取った。ただし、トルドー首相も、USMCAの維持に賛成であるものの、メキシコの貿易政策の動向を見守っていくという趣旨の発言を行った。

メキシコは今後とも米国からだけでなくカナダからも、中国からの投資の受け入れと、中国企業のメキシコ内での生産と対北米輸出に対して、それを阻止する対策を強く求められると見込まれる。このため、少なくとも2026年のUSMCA見直しまでには、メキシコは対中政策の基本ラインを固める必要がある。

メキシコはUSMCAの見直しにおいて、カナダを巻き込んでできるだけ対中政策に変更を加えないようにしたいと考えていると思われるが、肝心のカナダが中国製EVに100%の関税を課すなど、中国への強硬な姿勢を示している。したがって、日本企業の今後のメキシコでの投資や活動は、メキシコ政府の対中政策やUSMCAの見直しの動きに大きく左右されることになる。

また、トランプ大統領の25%関税賦課の発表を受けて、カナダのトルドー首相は24年11月29日、急遽フロリダ州にあるトランプ邸宅を訪問し、トランプ大統領と会談した模様だ。この話し合いは、移民や麻薬問題だけにとどまらず、ユニバーサル・ベースライン関税の賦課やUSMCAの見直

しにも言及したと思われる。

その後、トルドー首相は2025年1月6日、カナダにおける政局の煽りを受け、辞任の意向を表明した。もしも、同首相の後継者がトランプ大統領の就任直後においても決まっていなければ、引き続き同首相が移民・麻薬に関わる25%関税の問題に対応することになる。しかし、後継者が決まったとしても、直ちに解散し選挙に突入する可能性があり、その場合は、選挙後の新首相が移民・麻薬問題に絡む25%の関税賦課の交渉に対応することになると思われる。いずれにしても、移民・麻薬の流入に絡む25%の関税賦課に対する米国とカナダとの協議は、カナダにおける政局を巡る動きに翻弄されそうである。

一方、移民・麻薬の問題に端を発する25%の関税引き上げとともに、中国からメキシコへの投資の規制などに関する米国とメキシコとの話し合いが合意に至らない場合は、トランプ大統領はメキシコに対する新たな関税を維持するだけでなく、2026年からのUSMCAの見直しにおいて、USMCAを継続する意思を示さないこともありうる。同時に、カナダもUSMCAを継続する意向を表明しない可能性もないわけではない。

もしも、そういう事態になれば、カナダのオンタリオ州首相が主張するように、USMCAは終了し、その代わりにメキシコを除いた新たな米国とカナダでの自由貿易協定が誕生するかもしれない。

現段階では、USMCAが終了する可能性は低い上に、例え終了が決まっても2026年から10年間はUSMCAが存続し、継続に向けた話し合いが行われることになる。したがって、日本企業には、経済安全保障対策を万全にするため、今後のUSMCAの終了などに備えた様々な対応策を練っ

ておくことが求められる。

(2) USMCAの見直しでメキシコを経由した中国製品の対米輸出を阻止

トランプ大統領は2024年10月10日、中国などの国がメキシコを経由して製品や自動車部品などを無税で対米輸出することを防ぐために2026年のUSMCAの見直しを活用すると表明した。

USMCAの34章7条の規定は、発効から6年後に最初の見直しを行うことを定めている。トランプ大統領は、このUSMCAの2026年見直しを利用し、メキシコでのEVなどの中国車の生産やその拠点で製造した完成車や部品の対米輸出、及びメキシコを経由した中国車の米国への迂回輸出を阻止しようとしている。

現行のUSMCAのルールにおいては、メキシコにおいて原産地規則を満たしながら生産や加工を行った企業は、生産した企業の国籍にかかわらず、関税がゼロか低関税で米国へ輸出可能である。

USMCAは発効してから6年後に見直しを行い、参加する3か国が合意すれば、さらに16年間継続することを定めている。USMCAは2020年7月に発効したので、最初の見直しの年は2026年になる。見直しにおいては、各加盟国が新たに16年間にわたってUSMCAを継続する意思を示さない場合は、同協定は発効日から16年後に終了する。ただし、合意に至らなくてもUSMCAは10年間有効となり、その間に参加国は引き続き見直しの交渉を行うことができる。

現行のUSMCAの完成車の原産地規則は、最も厳格な基準であるネットコスト(純費用)方式で域内原産比率が75%以上であることを要求している。同時に、自動車を構成するエンジンやサスペ

ンション及び先端バッテリーなどの7つの基幹部品の域内原産比率は、75%を超えていなければならない。そして、時給16ドルを超える労働者が生産する北米の自動車工場からの部材購入額やその賃金の割合が40%~45%以上であること(賃金条項)、また鉄鋼とアルミの7割が北米産であること、さらには自動車に組み込まれる鉄鋼は発効から7年後には北米域内で溶かし流し出されて製造されたものでなければならないこと、などを求める規定もあり、他のFTAと比べてUSMCAの原産地規則を満たすことはかなり難しいと言える。

現状でも越えなければならないハードルが高いUSMCAの原産地規則であるが、トランプ大統領は見直し交渉において、メキシコで生産した中国車や自動車部品、あるいはメキシコを経由した製品の対米輸出に対し、見直し前よりもさら厳しい域内原産比率を求めるとともに、賃金条項や鉄鋼・アルミ要件以外の新たな原産地規則の追加を要求することもありうる。

(3) 自動車の75%の域内原産比率の一層の引き上げを目指すか

NAFTAは米国・カナダ・メキシコ間において1992年12月に調印を終え、1994年1月1日に誕生した。トランプ前大統領は2016年大統領選において、20年以上も経ったNAFTAの見直しを強く主張した(Buy American, Hire American)。その理由として、NAFTAによりメキシコに生産と雇用が流出するとともに、メキシコに生産移管した工場からの米国の輸入が増えていることが挙げられる。

米国の自動車関連企業はコスト競争力を高めるためにメキシコでの生産を増強したわけであるが、トランプ前大統領はそれが逆に米国の生産と

投資の減少に結び付き経済成長を低下させていると主張した。そして、トランプ前大統領の要請に基づき、北米3か国は2017年8月16日にNAFTAの再交渉を開始した。

NAFTA再交渉から約1年後、米墨間では2018年8月27日に暫定合意に達し、米加間でも9月30日に合意に至った。この結果、新NAFTAは2020年7月に新たに名称をUSMCA(United States-Mexico-Canada Agreement)として発効した。

トランプ前大統領が、USMCAの交渉において、自動車の域内原産比率を高めて原産地規則を厳格化することで、米国からメキシコへの投資を抑制し、メキシコで生産した自動車の対米輸出を削減しようとしたことは、これまで述べて来たとおりである。

USMCAの完成車における原産地規則の一つとして、エンジン、トランスミッション、車体・シャーシ、駆動軸・非駆動軸、サスペンション、ステアリング、先端バッテリーなどの7つの部品においては、最も厳しい計算方式である純費用方式で、それぞれ75%の域内原産比率を満たすことを挙げることができる。ただし、先端バッテリーのみ、原産地規則を満たす基準として、関税分類変更基準(輸入時の品目の関税番号が加工後には別な関税番号に変更されていること)を適用することができる。なお、この原産地規則を満たさなくても、救済条件として7つの部品を一つのスーパーコア部品として域内原産比率を計算することも可能である。

また、自動車部品そのものの原産地規則として、ガソリンエンジンやリチウムイオン電池及び車体などの「重要部品」においては75%、ポンプ、エアコン、ベアリング、スターターなどの「主要部品」においては70%、ホース、ドアロッ

ク、モーター、照明機器、ハーネスなどの「補完部品」においては65%の域内原産比率の達成が求められる。

一方、1994年発効のNAFTAにおいては、エンジンを構成する部品の中に域外品が含まれていても、エンジン全体として75%以上の域内原産比率を達成していれば、そのエンジンは100%域内原産と認める原産地規則(ロールアップ方式)を採用していた。メキシコとカナダはUSMCAの交渉においても、ロールアップ方式の採用で北米3か国は合意したとの見解を示したが、米国はそれを否定した。

こうした厳格化された原産地規則の解釈を巡る激しい議論の結果、メキシコは2022年1月にUSMCAの規定に基づきパネル設置を要請した。その後、USMCAの紛争解決パネルは2023年1月11日、米国の主張が協定と整合的でないと最終報告を発表した。

UAMCAのパネルはロールアップ方式の解釈において、米国に不利な判断を示したが、トランプ大統領はUSMCAの見直しの機会に、ロールアップ方式の取り扱いについて再交渉を求める可能性がある。また、トランプ大統領はロールアップ方式だけでなく、USMCAの原産地規則をさらに厳格化し、現行75%である乗用車の域内原産比率などの引き上げを要求することも考えられる。

(4) 輸入規制は中国企業が外国で生産した製品や外国を迂回した製品に焦点が移るか

USMCAの見直しに注目が集まる中で、トランプ大統領は24年11月25日、就任早々にも移民や麻薬問題が解決するまでメキシコ・カナダに25%の関税、中国に10%の関税を賦課することを表明した。この突然の発表は、取引材料の1つと見る向

きもあるが、関係国だけでなく日本を含む世界各国に大きな衝撃を与えた。

もしも、カナダ・メキシコへの25%の関税賦課が実施されれば、トランプ第1次政権時の最大で25%の対中追加関税よりも広範な分野が対象となるため、その分だけ影響は大きいと考えられる。1,700万人以上の雇用が北米全体の貿易に依存しているが、そのうち450万人は米国の雇用である。USMCAを活用した取引は何度も国境を超えるため、メキシコ・カナダからの部材が米国に入るたびに25%の関税が適用されることになり、北米のサプライチェーンに深刻な影響を与えることが予想される。

メキシコやカナダは、トランプ大統領による移民・麻薬問題に絡む25%の関税賦課に対して、報復関税で対抗する構えを見せている。もしそのような事態になれば、米国からメキシコやカナダへの輸出にも関税がかかることになり、特に自動車、医療機器、エネルギー、農産物などの分野における北米間の流通は滞ると見込まれる。

トランプ第1次政権においては、対中追加関税の影響から、米国の中国からの輸入の幾分かはメキシコやカナダからの輸入に代替する動きが見られるなど、メキシコとカナダに貿易利益を生む効果が働いた。その結果、米国の両国との貿易赤字は拡大傾向にある。したがって、トランプ第2次政権においては、米国の中国からの直接的な輸入から、中国企業が外国で生産した製品や外国を迂回した製品を対象にした輸入規制に重点が緩やかに移りつつあると考えられる。

メキシコとカナダへの移民・麻薬問題に端を発する25%の関税賦課の表明は、メキシコで生産あるいは積み替えた中国車の輸入への規制の動きに直接的な関係はないものの、重点のシフトを暗示

する前哨戦のようにも思える。

(5) USMCA見直しの日本企業への影響と対応

USMCAの原産地規則は、特に自動車に対しては厳しい基準を設けた。それが、2026年の見直しにおいて、さらに厳格化されるならば、メキシコで製造する日本の自動車関連メーカーは対米輸出の際に原産地規則を満たすことができず、車種や自動車部品によっては関税を支払わなければならないことが予想される。

この対応として、日本の自動車関連メーカーはメキシコから無税での米国への輸出が困難になった車種などを、日本やアジア及び中南米等から米国に輸出するかに切り替えることが考えられるが、トランプ大統領が世界全体にユニバーサル・ベースライン関税を賦課すれば、それほど大きな効果はない可能性がある。

また、自動車・同部品などの生産をメキシコから米国に生産移管することもありうるが、結局は、トランプ大統領がメキシコからの輸入に25%以上の高関税を賦課するかもしれないという懸念は残るものの、一定の関税を支払ってでも製造コストが低いメキシコで生産するという選択になるかもしれない。

なお、メキシコ政府が中国からの投資や中国車のメキシコでの生産及びメキシコを経由した中国車などの米国への迂回輸出に強い規制を打ち出すならば、トランプ大統領はメキシコへのユニバーサル・ベースライン関税の賦課に際し、何らかの適用除外措置を講じることもありうる。また、上述のように、世界一律10~20%のユニバーサル・ベースライン関税は、防衛産業に関わる品目やエネルギー関連品目に対象を絞って適用されるならば、カナダやメキシコはそれ以外の分野への同関

税の影響を回避できる可能性がある。

しかしながら、メキシコが中国からの投資やメキシコでの中国車の生産などにおいて、米加からの要求に同意しないならば、USMCAの見直しにおいて米国やカナダが継続する意思を示さず、USMCAは終了し新たに米国とカナダとの間で貿易協定が誕生することもありうる。

そして、トランプ大統領とメキシコのシェインバウム大統領との間において、メキシコからの移民・麻薬の流入を規制する交渉がうまくいかなかったならば、メキシコへの25%の関税が賦課されることになる。

現時点では、USMCAの終了やメキシコへの25%の関税賦課が長期化する可能性は低いが、もしも起こったならば自動車部門に限らずメキシコを活用した対米輸出のメリットは低下し、日本企業の北米戦略は変更を余儀なくされる。したがって、日本企業はUSMCA見直しなどの動きを注意深く見守る必要がある。

万が一USMCAが終了した場合の日本企業の対抗策としては、これまでのメキシコを生産拠点とする北米戦略を修正し、米国やカナダでの現地生産を高めることや、ペルーやコロンビアなどの米国との2国間FTAを締結している国とともに、コスタリカやウルグアイなどの将来のUSMCA加入を見据えた中南米の国での生産や調達拡大の可能性を探ることが考えられる。

一方、2026年のUSMCA見直しの協議において、日本企業にとってネガティブな材料だけが取り上げられるわけではない。例えば、域内のサプライチェーンの途絶に対する新たな協力メカニズム、重要鉱物の開発、中南米の国の加盟メカニズム、などが話し合われる可能性がある。こうした分野は、いずれも日本企業のUSMCAを活用した

北米展開において、事業の拡大に繋がると見込まれる。

また、USMCAの見直しにおいて、中国製EVやその部品に対する原産地規則を厳格化するルールが導入されれば、メキシコを経由した中国製EVや部品の対米輸出の道が細くなり、日本の自動車メーカーの北米でのEV展開は、その分だけ時間的な余裕をもって対応することが可能になると予想される。

3. トランプ大統領がアジアに与える影響

(1) 米国の貿易赤字は北米やアジア及びEUとの間で増加

トランプ大統領は第1次政権時、中国の不公正貿易慣行に対して1974年通商法301条を用い、2018年から4段階に分けて最大で25%の追加関税を賦課した。さらには、国家安全保障の観点から1962年通商拡大法232条を発動し、日本やEUなどからの鉄鋼・アルミの輸入に対してそれぞれ25%と10%の関税を課した。同様に、日本やEU及びカナダ・メキシコからの自動車の輸入に対しても1962年通商拡大法232条の適用を検討したが、実際には実行されなかった。

そして、トランプ第1次政権においては、2020年1月に第1段階の日米貿易協定が発効し、日本の農産物市場における米国産品の参入がそれ以前よりも容易になった(コメは例外)。しかしながら、米国は日本に対して、依然としてジャガイモやチーズなどの農産物市場における自由化を迫る余地があると考えている。

トランプ大統領は第2次政権においては、米国の対日貿易赤字が絶対額では依然として大きいことから、第1段階の日米貿易交渉で積み残した自動車・同部品や通信機器及び医薬品などの分野で

の協議を求めてくる可能性がある。その取引材料として、世界一律10～20%のユニバーサル・ベースライン関税を用いることもありうる。

もしも、トランプ大統領が日本に対して10～20%のユニバーサル・ベースライン関税に加えて、同時に通商拡大法232条や互惠通商法（外国が米国製品に関税を課す場合、米国も同等の関税を課すことを可能にすることを規定）などの発動をちらつかせながら自動車・同部品や医薬品及び農産物等の自由化を要求するならば、それに対する日本の抵抗は強まるものと予想される。

表1のように、米国の2023年の対日貿易赤字は712億ドルと依然として高水準ではあるが、2018年からの5年間で、わずかに35億ドルしか増加しなかった。ところが、その間に米国はメキシコとは709億ドル、ベトナムとは651億ドル、カナダとは481億ドル、韓国とは335億ドルも貿易赤字を増やしており、いずれも日本よりも一桁多い増加額を記録した。米国はインドやタイとの間でも貿易赤字を200億ドル以上、ドイツやイタリアとの間

でも100億ドル以上も増加させた。

したがって、2018年からの米国の貿易赤字の増加額で判断する限り、トランプ第2次政権は日本よりもカナダやメキシコ、さらにはベトナムなどのアジアに目を向けざるを得ないと考えられる。

2018年における米国の国別の貿易赤字のランキングを見てみると、表1のように、日本は4位であったが、2023年には一つ順位を落とし5位であった。そして、23年の全体の貿易赤字に占める日本のシェアは6.7%となり、18年の7.6%のシェアよりも0.9%ほど減少した。

米国の貿易赤字に占める日本のシェアが18年から23年にかけて低下したのは、これまで長年にわたって、日本企業が米国での現地生産を拡大してきたことが背景にある。実際に、日本企業は今後も米国でのEVやバッテリーなどの生産拡大を検討しており、日本はトランプ大統領に対して、米国での現地化の促進が効果を上げていることを積極的に伝える必要がある。

表1 米国の貿易赤字上位15か国(国際収支ベース) (単位：100万ドル、%)

| 順位 | 2018年 | | 2023年 | | 2018年～2023年の貿易赤字の金額・シェアの増加 | | | | |
|----|--------|----------|-------|--------|----------------------------|-------|--------|----------|-------|
| | 国 | 金額 | シェア | 国 | 金額 | シェア | 国 | 金額 | シェア |
| | 世界 | -891,251 | 100.0 | 世界 | -1,061,667 | 100.0 | 世界 | 170,416 | - |
| 1 | 中国 | -419,162 | 47.0 | 中国 | -279,424 | 26.3 | メキシコ | 70,862 | 5.2 |
| 2 | メキシコ | -81,517 | 9.1 | メキシコ | -152,379 | 14.4 | ベトナム | 65,128 | 5.4 |
| 3 | ドイツ | -68,250 | 7.7 | ベトナム | -104,627 | 9.9 | カナダ | 48,107 | 4.0 |
| 4 | 日本 | -67,630 | 7.6 | ドイツ | -83,021 | 7.8 | 韓国 | 33,452 | 2.7 |
| 5 | アイルランド | -46,782 | 5.2 | 日本 | -71,175 | 6.7 | 台湾 | 32,456 | 2.5 |
| 6 | ベトナム | -39,499 | 4.4 | カナダ | -67,861 | 6.4 | インド | 22,364 | 1.1 |
| 7 | イタリア | -31,569 | 3.5 | アイルランド | -65,342 | 6.2 | タイ | 21,408 | 1.6 |
| 8 | マレーシア | -26,519 | 3.0 | 韓国 | -51,398 | 4.8 | アイルランド | 18,560 | 0.9 |
| 9 | インド | -21,287 | 2.4 | 台湾 | -47,975 | 4.5 | ドイツ | 14,771 | 0.2 |
| 10 | カナダ | -19,754 | 2.2 | イタリア | -44,012 | 4.1 | イタリア | 12,443 | 0.6 |
| 11 | タイ | -19,312 | 2.2 | インド | -43,651 | 4.1 | スイス | 5,411 | 0.2 |
| 12 | スイス | -18,908 | 2.1 | タイ | -40,720 | 3.8 | インドネシア | 4,220 | 0.2 |
| 13 | 韓国 | -17,946 | 2.0 | マレーシア | -26,705 | 2.5 | 日本 | 3,545 | -0.9 |
| 14 | フランス | -16,195 | 1.8 | スイス | -24,319 | 2.3 | マレーシア | 186 | -0.5 |
| 15 | 台湾 | -15,519 | 1.7 | インドネシア | -16,863 | 1.6 | 中国 | -139,738 | -20.7 |

(注1) 一番右の欄の「2023-2018」は、2018年から2023年の5年間で増加(減少)した貿易赤字の金額とシェアを指す。プラス(+)の金額は貿易赤字の増加を示す。

(注2) ベトナムの2018年の貿易赤字は、通関ベース(FAS-Customs Value)の金額。

(資料) 米国商務省経済分析局(BEA)データより作成。

日本は18年から23年にかけて米国の貿易赤字に占めるシェアを低下させたが、メキシコ・カナダは逆にシェアを拡大した。メキシコは18年においては9.1%のシェアを占めていたが、23年には14.4%となり、18年からの5年間でシェアを5.2%も増加させた。カナダも同様に、18年の2.2%から23年には6.4%となり、5年間で米国の貿易赤字に占めるシェアを4.0%も増加させた。

また、ベトナムを筆頭に、韓国、台湾、インド、タイなどのアジアの国々は、米国の貿易赤字に占めるシェアを18年から23年にかけて軒並み上昇させた。特にベトナムは5年間で5.4%も上昇したし、韓国と台湾はいずれも2%台、インドとタイは1%台の増加となった。

一方、18年における米国の貿易赤字に占める中国の割合は47.0%であったが、23年には26.3%となり、20.7%の下落を記録した。すなわち、カナダ・メキシコだけでなく、ベトナムなどのアジアやEUの国における米国の貿易赤字に占めるシェアの拡大は、中国のシェアの下落を補う形で実現したと考えられる。

(2) 2023年の米国の輸入額でメキシコが中国を逆転

米国の貿易赤字の大きな要因は、国内需要が旺盛であるため、輸出を超える輸入を行っているからである。貿易赤字を続けてもドルへの信認が低下しないのは、米国が基軸通貨国であるとともに、国際収支の赤字を補う形で海外から資本が流入しているからである。

米国は、近年において中国への輸入依存度を高めてきた。2010年～2022年までの米国の輸入を見てみると、輸入額が最も大きい国は中国であった。ところが、2023年には米国のメキシコからの

輸入額が中国を上回っており、中国はトップの座を譲ることになった。これは言うまでもなく、2018年8月から適用された対中追加関税が大きな要因になっていることは疑いない。

実際に、中国が対中追加関税の影響をどれだけ受けたかを見てみると、米商務省データによると、2017年～2023年の間の米国の輸入に占める中国のシェアは7.7%も減少した(2017年21.6%⇒2023年13.9%)。品目別では、同期間における中国からの革製品輸入は33.5%減、家具は22.6%減であった。

これに対して、米国の輸入に占めるEUのシェアは同期間で2.4%増、メキシコは2.1%増、ベトナムは1.7%増、台湾は1.0%増、カナダは0.8%増、韓国は0.7%増、インドは0.6%増、タイは0.5%増であった。日本は米国での現地生産の進展もあり、1%減であった。

トランプ大統領による対中追加関税の賦課により、米国の輸入において、中国から北米・アジアなどへの貿易転換効果が発生したと思われる。

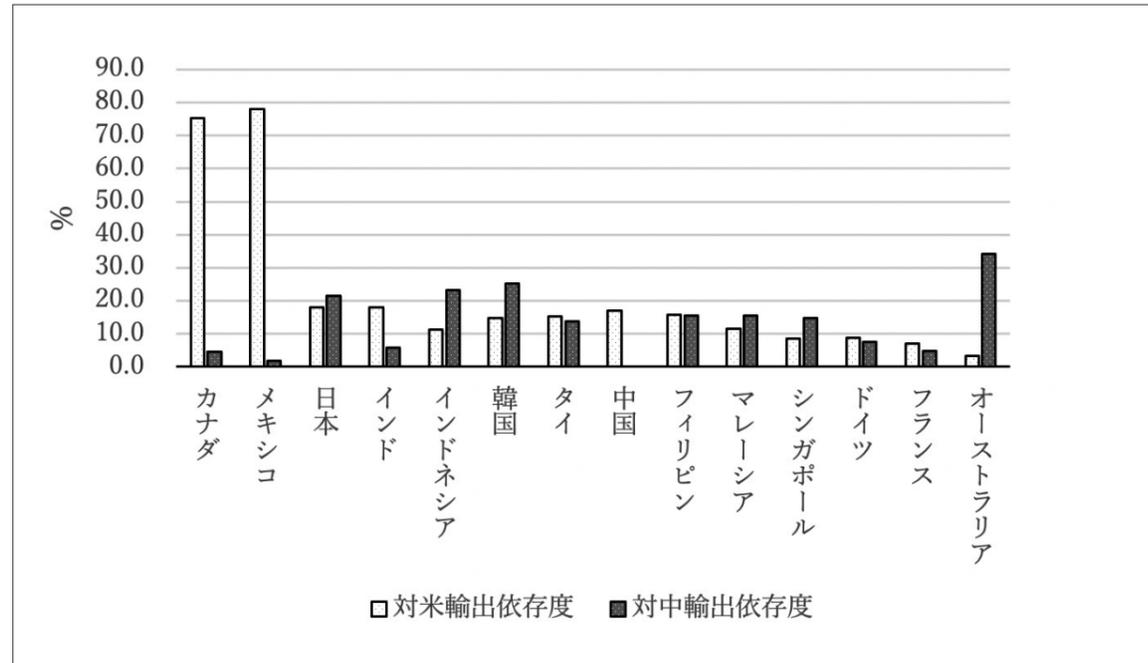
(3) 10～20%のユニバーサル・ベースライン関税はアジアの輸出に大きな打撃

北米間での緊密な貿易取引を反映して、カナダ・メキシコの対米輸出依存度(米国への輸出÷世界への輸出)は圧倒的に高く、7割を超えている。

図1のように、IMFのデータによれば、2021年のカナダの対米輸出依存度は75.4%でメキシコ78.1%であった。一方では、カナダの対中輸出依存度は4.5%で、メキシコは1.8%であったので、いかに両国とも米国市場への依存度が高いかが窺える。

これに対して、アジアの国々は地政学的な関係

図1 2021年のアジアなどの対米・対中輸出依存度



(資料) 「世界の統計2024」、総務省統計局

から中国への輸出依存度は高いが、対米輸出依存度も総じて高く、カナダ・メキシコ同様に一定の米国市場への供給機能を果たしていると考えられる。

2021年の日本の対米輸出依存度は18.0%と比較的高率であったが、対中輸出依存度は21.6%とそれを上回った。韓国の対米輸出依存度は14.9%であるが、対中輸出依存度は25.3%に達しており、韓国は日本以上に中国市場に依存する割合が高い。

タイの対米輸出依存度は15.4%で対中依存度は13.7%、インドは18.1%と5.8%、マレーシアは11.5%と15.5%、シンガポールは8.6%と14.8%、インドネシアは11.2%と23.2%であった。

また、2021年の中国の対米輸出シェアは17.1%で対日輸出シェアは4.9%であり、他のアジアの国と同様に、米国市場への依存度が高いという状況には変わりはない。なお、ドイツの対米輸出依

存度は8.8%で対中輸出依存度は7.6%、フランスは7.0%と4.9%、オーストラリア3.2%と34.2%であり、相対的にアジアほど対米輸出依存度が高くはなかった。

したがって、世界一律10~20%のユニバーサル・ベースライン関税の賦課が行われるならば、北米やアジアの国々の輸出に大きな打撃を与えることになると思われる。

(4) 中国からアジアへのサプライチェーン機能の転換は進むか

日本や韓国は米国に対して、主に自動車・同部品や電子機器、マレーシアやベトナム及びインドなどは電子機器や衣類・家具及び化学製品、インドネシアやフィリピンは資源一次産品や農産物、中国は電子機器や機械などを輸出している。

したがって、アジア各国は米国のユニバーサル・ベースライン関税などの賦課に際し、資源エ

ネルギーや農産物の分野の適用除外、電気電子や自動車・同部品などの適用除外や関税割当(一定量以内は無税)の適用を要求することが見込まれる。

ただし、世界一律10~20%のユニバーサル・ベースライン関税は、鉄鋼・アルミ・銅などの防衛産業に関わる品目、医療用品、バッテリー、レアアース、太陽光パネルなどの品目に対象を絞って適用される計画があると報じられており、それが正しいとすれば、アジア各国の対米要求はもう少し的を絞ったものになると考えられる。これは、アジアだけでなく日本も同様である。

また、トランプ大統領により中国に60%の高関税が適用されれば、中国の対米輸出減により、アジアからの部材などの調達減とともに、中国経済の成長鈍化に繋がるものと思われる。そして、米中貿易摩擦の激化で、中国の輸出は米国からアジアや欧州などへシフトすると見込まれる。

さらに、G7などの先進国は対中投資を避けて、ASEANやインドなどに投資を転換する可能性がある。こうした、「チャイナ+1」の動きが本格化すれば、インドやASEANが中国に代わるサプライチェーン機能を徐々に高めていくことが考えられる。

中国企業自体もASEANやメキシコ等への投資を拡大しているし、メキシコがUSMCA見直し等により、米国向けの供給機能を低下させることになれば、その分だけアジアにその機能がシフトする可能性がある。

したがって、トランプ大統領による高関税政策を契機として、世界のサプライチェーン構造は緩やかに変化すると予想される。

トランプ大統領は、第2次政権においては、中国製品のアジアやメキシコなどを経由した迂回輸

入を標的にする可能性が高い。これに関連する動きとして、バイデン政権は2023年8月、中国企業のカンボジア、マレーシア、タイ、ベトナムからの太陽光発電製品の迂回輸出の事実を最終決定した。

ASEANからの太陽光発電製品へのアンチダンピング税(AD)や相殺関税(CVD)の適用は、22年6月から供給不足のため2年延長されていた。しかしながら、その延長は24年6月で終了し、カンボジアに対する太陽光発電製品へのADは、25年2月から125.37%のダンピングマージンを適用する予定である。

さらに、バイデン政権はウイグル強制労働防止法(UFLPA)を発動し、税関においてウイグル自治区で強制労働の下で製造された製品の輸入を規制している。UFLPAに基づいて米国税関で輸入を差し押さえられた金額では、マレーシア・ベトナムからの輸入が中国からの輸入を上回っている。つまり、UFLPAは中国製品(部材)のアジアからの迂回輸入を規制する枠組みの一つでもあると考えられる。

トランプ大統領は、メキシコを経由した中国製品の迂回輸入に対して、USMCAのルールの変更などで対応しようとしている。同様に、アジアを介した迂回輸入に対しても、既存のバイデン政権によるAD/CVDなどの対策を受け継ぐとともに、さらなる対抗手段を講じるものと予想される。

富山県・遼寧省友好県省締結40年、富山県大連事務所開設20年のあゆみ

富山県大連事務所 所長 大西 謙 二

1. はじめに

富山県と遼寧省は1984年に友好県省を締結し、それ以来40年にわたり、相互理解と信頼に基づく良好な関係を築き上げてきました。この間、両県省は文化、経済、教育など多岐にわたる分野で交流を重ね、地域発展に寄与する実績を積み重ねてきました。

2024年は、友好県省締結40周年という重要な節目であり、同時に富山県大連事務所開設20周年という記念すべき年でもありました。

2. 友好県省締結の歴史

富山県と遼寧省の友好県省締結の歴史を振り返ると、その起源は1979年に遡ります。同年5月、中国の各界代表者が中日友好の船「明華号」で富山県を訪れ、県内各地で交流が行われました。この訪問団の中には遼寧省の代表も含まれており、両地域の友好関係が芽生えるきっかけとなりました。また、同年7月には富山県から第9回「青年の船」が中国を訪問し、遼寧省を中心に各地で友好親善を深めました。

その後も両県省は密接な交流を重ね、1984年には当時の遼寧省省長・全樹仁（ぜん じゅじん）氏率いる8名の代表団が富山県を訪問しました。この訪問を契機に友好県省提携が締結されました。

2020年からは新型コロナウイルス感染症の影響により、物理的な往来や対面での交流が困難な状況が続きました。しかし、そのような逆風の中でも、両県省はオンライン技術を活用し、文化・教

育分野を中心に途切れることなく交流を続けてきました。このような努力によって両地域の絆はさらに深まり、互いに支え合う姿勢が一層強固なものとなりました。

そして2023年、コロナ禍を乗り越えた両県省は新たな段階に入り、これまで以上に多様で深い交流が展開されています。2024年には節目となる40周年を迎え、さまざまな記念事業が行われ、コロナ禍の影響により2020年2月から全面運休となっていた「富山-大連」直行便が、6月から週2便で再開されるなど、友好の歴史に新たな1ページが刻まれています。

3. 友好県省締結40周年記念式典・祝賀会

2024年は富山県と遼寧省が友好県省を締結してから40周年の節目の年となりました。この記念すべき年に、両県省のトップ同士の相互訪問が行われました。

まず、4月に郝鵬（かく ほう）中国共産党遼寧省委員会書記を団長とする18名の代表団が富山県を訪れました。この訪問では、友好県省締結40周年記念祝賀会が開催され、県内外の多くの関係者が出席しました。祝賀会では、過去40年の交流の歩みを振り返るとともに、今後のさらなる交流発展への意欲が示され、祝賀会を通じて両県省間の友好関係が一層深まりました。

さらに、同年5月には新田八朗知事を団長とする富山県友好訪問団が遼寧省を訪問しました。この訪問の際、「富山県と遼寧省の交流と協力のさらなる強化に関する覚書」に署名が行われ、両県

省の交流が新たな段階へ進むことが確認されました。また、富山県議会や富山県新世紀産業機構（TONIO）なども現地でそれぞれ覚書を締結し、多方面での連携強化が進みました。

4. 富山県大連事務所開設20周年

富山県大連事務所は、富山県との直行便があり、進出企業が多く友好県省関係である遼寧省大連市に開設されることとなり、2004年4月友好県省締結20周年の節目に開設されました。中国における県の活動拠点として、県民、企業、大学等が実施する経済、学術・文化・スポーツなどの各種交流活動の支援を行っています。

2024年5月の富山県友好訪問団訪中時には「富山県大連事務所開設20周年記念式典」を開催し、在瀋陽日本国総領事館浜田隆総領事、大連市冷雪峰副市長など、115名が出席しました。この節目の式典は、富山県大連事務所が果たしてきた役割を改めて認識するとともに、今後の両地域のさらなる交流と発展を目指す新たな出発点となりました。大連事務所はこれからも富山県と遼寧省の架け橋として、友好関係の強化に貢献していきます。

5. 富山ファン倶楽部

富山県と遼寧省の交流促進に大きな役割を果たしているのが富山ファン倶楽部です。研修や留学などで富山県に滞在経験等のある中国人を対象と

して人的ネットワークを構築し、会員相互の親睦を図るとともに、富山県と中国との各分野における交流活動に協力することにより、富山県と中国との相互発展を図ることを目的に、友好県省締結20周年にあたる2004年に設立されました。当事務所が事務局を担っており、2024年12月時点の会員数は累計426名です。

2024年5月の富山県友好訪問団訪中時に開催した「富山ファン倶楽部設立20周年記念式典」には、在瀋陽日本国総領事館浜田隆総領事など、127名が出席しました。式典では、遼寧ファン倶楽部との友好協力に関する覚書の締結式も執り行われ、同時に富山ファン倶楽部の歴史を振り返る写真展や、富山県及び遼寧省の特産品展示なども実施し、大いに盛り上がりしました。

6. 終わりに

富山県と遼寧省の友好関係は、締結以来40年を超え、現在も着実に広がりを見せています。本稿で紹介した交流の実績はその一部に過ぎず、両県省の間では職員や学生の相互派遣をはじめ、環境、観光、スポーツなど幅広い分野で活発な協力が行われてきました。また、県・省の政府レベルだけでなく、教育・医療機関や民間団体・企業の間でも積極的な交流が進められています。

富山県大連事務所としても引き続き、交流活動を支え、両県省の架け橋としての役割を果たしていきたいと考えています。



日系企業にとってのシンガポール投資戦略

CC Innovation Singapore Pte. Ltd. 余 座 勇

はじめに

シンガポールは、アジアにおける最も安定した投資先の一つとして広く認識されています。

その地理的な立地、経済の安定性、高度なインフラ整備、ビジネスに対する政府の支援体制、税制優遇などが、国内外の投資家を引き付けています。特に日系企業にとっては、シンガポールはアジアのハブとしての重要な役割を果たしており、アジア市場への進出拠点として魅力的な場所です。

1. 経済・政治の安定性

シンガポールは、アジアで最も安定した政治環境を有する国の一つです。政府は長年にわたり効率的で透明性の高い運営を行い、汚職撲滅の取り組みが成果を上げています。経済的にも、シンガポールは高いGDP成長率を維持しており、今後もポジティブなものとなっていくことが期待されます。また、シンガポール政府は投資促進政策を強化しており、外国企業の進出を歓迎しています。これにより、ビジネス環境は非常にフレンドリーで、投資家にとってのリスクが最小限に抑えられています。

2. 税制と規制環境

シンガポールは、ビジネスに対して非常に魅力的な税制を提供しています。法人税率はアジア地域の中でも低水準であり、特定の条件を満たす企業にはさらなる税制優遇措置が適用されます。また、シンガポールは二重課税防止条約を多数の国と結んでおり、日本との間にも条約が存在しま

す。これにより、税務上の優遇措置や二重課税の回避が可能となり、投資家にとって非常に有利な環境が提供されています。

さらに、シンガポールの規制は非常に明確で、法律が透明に運営されています。企業に対する規制が簡潔であり、行政手続きは効率的でスムーズです。このような環境は、投資家にとって非常に大きな安心材料となります。

3. インフラとテクノロジー

シンガポールは、世界でも最先端のインフラを誇る国の一つです。特に、物流や通信インフラは非常に発展しており、アジア全域へのアクセスが容易です。港湾や空港のインフラは、国際貿易のハブとしての機能を果たしており、シンガポールを拠点にすることでアジア各国との取引がスムーズに行えます。

また、テクノロジー分野にも力を入れており、シンガポールはスマートシティの実現に向けて先進的な取り組みを行っています。AIなどの技術革新が進んでおり、これらの技術を活用した新しいビジネスチャンスが創出されています。

4. 労働市場と人材

シンガポールは、高度な教育を受けた優秀な人材が多数います。教育制度が充実しており、技術的なスキルを持つ若者が多く、グローバルな競争力を誇る労働市場が形成されています。また、英語が公用語として広く使われているため、英語を共通言語とする国際企業にとって非常に働きやす

い環境です。

加えて、シンガポールは外国人労働者にも門戸を開いており、優秀な外国人の採用が可能です。特に、技術職やマネジメント職においては、日系企業がシンガポールの市場で人材を採用するケースが増加しています。

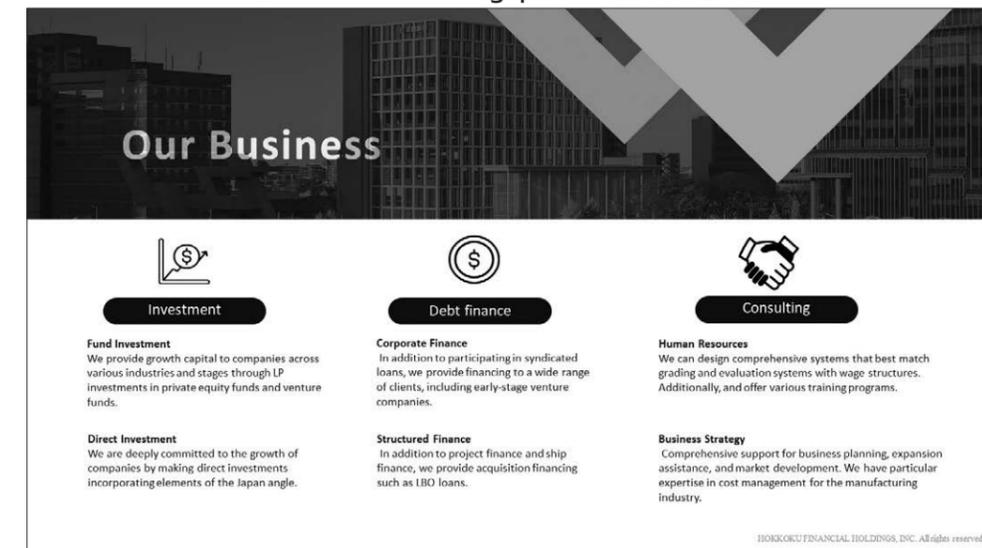
5. 最後に

シンガポールは、日系企業にとって非常に魅力的な投資先であり、世界中の投資家も注目しています。シンガポール政府はスタートアップ企業を

支援するためのプログラムを数多く提供しており、これにより新興企業は資金調達面で大きな助けを得ています。

また、当社もコンサルティングのみならず、スタートアップ向けの投融資も行っており、シンガポールのみならず東南アジアを中心としたスタートアップ市場においても積極的に活動を行っています。特に、日系企業がシンガポール市場で新興企業とのパートナーシップを組むことに大きな機会を提供できるように心がけています。

【CC Innovation Singaporeの紹介資料より】



シンガポールはその安定した経済基盤、優れたインフラ、高度な人材、投資促進策などにより、日系企業にとって魅力的な投資先です。また、スタートアップへの投資は、成長の機会を提供するとともに、新しいビジネスモデルの開発に繋がる可能性があります。シンガポールでの事業展開において、当社の投融資業務やコンサルティングなども、より一層の成長を支える役割を果たすと確

信しています。引き続き地域全体の活性化や皆様の海外ビジネスにお役に立てるよう努めてまいります。

北陸企業で活躍する留学生OB紹介

你好 (こんにちは)

■プロフィール

名前：李 健 (リ ジェン)
 母国：中国
 来日した年：2009年3月
 留学期間：2009年3月～2011年9月
 留学先大学：北陸先端科学技術大学院大学 (JAIST)
 専攻：情報科学
 母国での専攻：オートメーション
 勤務先：株式会社PFU
 配属先：事業開発本部 次世代事業開発室 RAPTOR事業開発部
 勤続年数：13年3ヶ月 (2025年1月末)



①なぜ、留学先に日本・北陸地域の大学を選んだのですか？

2006年に中国の大学を卒業後、北京で就職し、3年間にわたり音声認識の研究開発に従事していました。しかし、より広い世界を見たいという思いが強まり、留学の準備を始めました。そんな中、偶然母校の掲示板で「アジア人財資金構想」というプロジェクトを知りました。そのプロジェクトでは、研究開発のスキルを高めるだけでなく、新しい言語も習得できることに魅力を感じ、JAISTの担当教授に連絡を取り、応募しました。幸いにも合格し、日本のJAISTに進学することができました。

②なぜ、就職先に日本・北陸地域の企業を選んだのですか？

JAISTが主導する「アジア人財資金構想」に参加する条件の一つは、将来北陸地域の企業に就職

することでした。このプロジェクトに応募した時点で、すでに日本、特に北陸地域の企業を選ぶ覚悟を決めていたと言えるでしょう。

③現在の就職先は、どのようにして見つけたのですか？ また、この企業に就職を決めた理由は何ですか？

PFUは「アジア人財資金構想」に参画している企業の一つです。見学の機会も何度かあり、会社について詳しく知ることができました。「世界No.1のスキヤナー」という言葉に強く惹かれたことに加え、産業用コンピューターやOCRソフトなど、幅広い分野で開発を行っている点にも魅力を感じました。ここでなら何か面白いことができるかもしれないと思い、最終的にPFUを選びました。

④就職活動に際して、大学からどのような(留学生向けの特別な)支援がありましたか？ また、どのような支援があればよいと思いますか？

かなり前のことなので、すべてを覚えているわけではありませんが、その中で最も印象に残っているのは模擬面接です。履歴書やエントリーシートは時間をかければ何とか仕上げることはできますが、面接では予想外の質問が飛んでくることが多く、特に言葉に不自由を感じる留学生にとっては最も緊張する場面だと思います。模擬面接を何度か経験することで、本番では落ち着いて臨機応変に対応できるようになりました。そのため、フェイス・トゥ・フェイスでの会話練習や模擬面接といった支援は、留学生にとって非常に有益だと考えます。

⑤職場では具体的には、どのような仕事をされていますか？ 仕事には慣れましたか？ 仕事での苦労はありますか？

入社以来、新しい技術や製品の開発に取り組んできました。「世界No.1のスキヤナー」という言葉に惹かれて入社したと先ほどお話ししましたが、当時、上司から「スキヤナーを作るな」という冗談めかした言葉をかけられたことがとても印象に残っています。この言葉には、既存の枠にとらわれず、常に新しい挑戦をするよう促す意味が込められていたのだと思います。自分の好きな技術や興味のある領域に触れられる自由がありますが、その一方で、市場性があり、未だ実現されていない技術を開発するというのは非常に難しいことです。これまでに多くの技術や製品を試作してきましたが、それを製品化につなげることには多くの苦労が伴いました。

現在は、廃棄物処理に着目した新規事業の立ち上げに携わっています。私の担当は、AIを活用した認識エンジンやソフトウェアの開発です。お客様に満足していただける精度をどのように実現するか、日々頭を悩ませながら取り組んでいます。去年4月には第1号製品をお客様に納品することができましたが、これからも技術の力で業界のさまざまな課題を解決し、仲間とともに事業を成長させていきたいと思っています。

⑥大学で習得した専門知識や能力は活かされていますか？ また、今後、どのようなキャリアを形成していきたいですか？

私の大学での専攻はオートメーションで、大学院ではLSI(大規模集積回路)関連のアルゴリズム設計を学びました。現在の仕事とは直接的な関係はありませんが、共通する部分が多く、それらの知識や能力が基礎となって役立っています。

今後は、技術開発のマネジメントを目指しています。ただ自分の技術を高めるだけでなく、AI認識技術の開発に携わる人材を育成できるよう、コーチング力の向上にも日々取り組んでいます。技術と人材の両面から、より大きな価値を生み出せるよう努力を続けていきたいと考えています。

⑦北陸(石川県)での暮らしはどうですか？ また、休日はどのように過ごされていますか？

石川県は、人が親切でとても暮らしやすい場所です。雨の日が多い点は少し苦手でしたが、今ではだいぶ慣れました。

休日は基本的に家族と一緒に過ごしています。また、隙間時間には読書やゲームなど、自分の趣味を楽しむようにしています。

⑧日本・北陸地域で働いていく上で、困ったことがありましたら教えてください。

困るほどではありませんが、中国に帰省する際、まず大阪に行かなければならない点が少し不便です。もし北陸から両親の実家（西安）への直行便があれば、もっと便利になると思います。将来的には、仕事と介護も両立できるかもしれません。

⑨留学生に北陸企業へ就職してもらうには、どうすればよいと思いますか？

少しニッチな提案かもしれませんが、留学生が運転免許を取得する際に何らかの支援を提供することで、北陸での就職を考える留学生が増えるのではないかと思います。北陸は首都圏のように公共交通機関が発達していないため、車がないと生活範囲が制限されてしまい、北陸の魅力を十分に体験する機会が少なくなります。

私の学生時代を振り返ると、運転免許を持っていなかった友人たちは、やはり北陸を就職先の第一候補には選ばない傾向があったことを覚えています。そのため、留学生が運転免許を取得しやすい環境を整えることが、北陸企業への就職促進につながると思います。

⑩今後の北陸地域発展のためには、どのようなことを行なっていけばよいと思いますか？

現在、オンラインコミュニケーションやクラウドの普及により、ソフトウェア開発の仕事は物理的な場所の制約をほとんど受けなくなっています。そのため、ソフトウェア開発のスタートアップや企業を北陸地域に誘致できれば、地域の活性化につながるのではないかと思います。

⑪北陸企業への就職を希望する後輩へアドバイスをお願いします。

職場で円滑にコミュニケーションを取るためには、日本語での雑談力が必要不可欠です。学校で学んだ日本語だけに留まらず、ドラマや小説、さらには日常会話を通じて日本語の幅を広げることをおすすめします。そうすることで、職場での人間関係がスムーズになるだけでなく、キャリアにも大いに役立つと思います。

⑫将来の夢を教えてください。

私の常に目指している目標は、世の中の課題解決に役立つ技術を開発することです。直近、4年間をかけてピンを色別に認識できるAI認識エンジンを搭載したビジョンシステムを開発しました。現在は、廃棄物処理施設で火災の原因となるリチウムイオンバッテリーを検知する認識エンジンの開発に取り組んでいます。近い将来、これら二つの認識エンジンが世の中に広まり、社会に貢献できることが私の夢です。

.....

(以下は企業さま向け質問)

所属・役職：人事統括部 人材開発部 教育課 課長

お名前：藤田 国和

⑬企業さまの求める人物像、留学生採用方針、育成方針について教えてください。

(人物像)

会社と社員はパートナーです。会社は社員が実力を発揮し、成長する場所を提供します。

社員は自ら学び、専門性を高め、自分の価値を会社を通し社会へ貢献します。

私たちは強い製品を社会へ創出するためのパートナーを求めています。

(採用方針)

留学生だからといった特別な方針があるわけではなく、上記のように会社のパートナーとなっただけの方を採用したいと考えております。

(育成方針)

主体的に学び、行動し、高い価値を生み出す自律型人材の創出（こちらも留学生だからといった特別な方針があるわけではありません）

⑭働いている方のキャリアビジョン（将来の理想像、理想の働き方や生き方など）について、どのようにお考えですか？

変化の激しい時代となった今、会社が一方的に個人のキャリアを決めるのではなく、それぞれが自身の強みや価値観を明確にしたうえで主体的にキャリアを描いていくことが大切だと考えております。

⑮留学生を採用するに際して、どのようなご苦労がありましたか？

特に思い当たることはございません。

⑯留学生は会社にとってどのような存在ですか？ また、留学生にどのようなことを期待されておられますか？

留学生は、多様性を促進する重要な存在だと考えています。

彼らが持つ日本とは異なる文化や視点は、社内の多様性を高め、職場の活性化や創造性の向上、イノベーションの創出につながると思っています

し、それを期待しています。

⑰上司としてのお立場から、ご本人の活躍振りやご本人に期待している内容を一言お願いします。

社会課題解決に向けた技術開発への真摯な取り組みを非常に頼もしく思っています。認識エンジンが広く普及し、未来を支える成果を期待しています。

⑱企業概要

会社名：株式会社PFU

本社所在地：石川県かほく市宇野気ヌ98-2

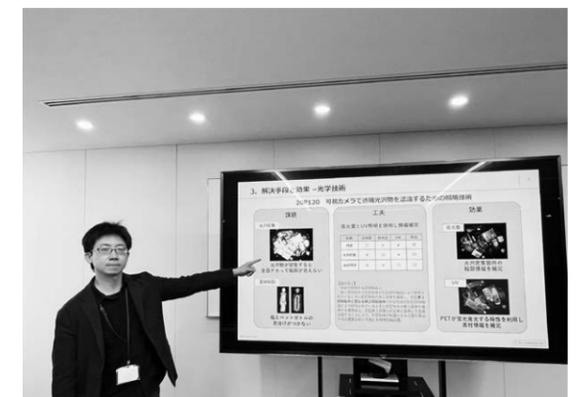
資本金：150億円

設立日：1960年11月1日（昭和35年11月1日）

代表者：代表取締役 社長執行役員 村上 清治

事業概要：コンピューター開発で培った技術を基に、イメージスキャナーに代表されるイメージドキュメント関連商品、産業・社会インフラ向け組込み用コンピューターを開発・提供しています。また、お客様の安心安全に貢献するITインフラの構築・運用支援サービスを提供しています。

など



北陸AJEC2023年度調査事業 実施報告セミナー 開催概要

北陸AJEC 酒井 秀行

日本企業の製造拠点としての中国からの移転や調達先の多角化など、サプライチェーンの見直しの必要性が盛んに問題提起されている。また、2024年11月の米国大統領選挙の結果によっては、今後の経済安全保障政策やサプライチェーン施策に大きな影響を与えようとしている。こういった状況の中、北陸AJECは2023年度に実施した「経済安全保障を巡る動きとサプライチェーンの変遷」の調査結果に加え、昨今の動向を踏まえて今後のあり方を展望する調査事業報告セミナーを以下のとおり開催したので紹介する。

1. 実施概要

- (1) 日時：2024年10月2日（水）15:00～16:40
- (2) 場所：金沢ニューグランドホテル 5階「銀扇」
- (3) 主催：北陸AJEC、北陸経済連合会
- (4) 参加者：30名（来場13名、オンライン17名）
- (5) プログラム：



- ・第1部：基調講演

- ①高橋 俊樹氏（一般財団法人国際貿易投資研究所 研究主幹）

「米国大統領選挙と経済安全保障政策を巡る動き」

- ②朝元 照雄氏（九州産業大学 名誉教授）

「米中対立、台湾企業の対中戦略の変化」

- ・第2部：パネルディスカッション

- ・モデレーター

石川 幸一氏（亜細亜大学 特別研究員、北陸AJEC企画部会 委員）

- ・パネリスト

高橋 俊樹氏、朝元 照雄氏、

小澤 裕二氏（高松機械工業株式会社 安全保障貿易管理室 室長）

丸屋 豊二郎氏（北陸AJEC企画部会 委員長）



2. セミナー概要（ポイント）

(1) 第1部：基調講演

①「米国大統領選挙と経済安全保障政策を巡る動き」高橋 俊樹氏

○トランプ再選の場合の通商産業政策

- ・中低所得層や高所得層及びビジネスを対象とする減税を表明している。
- ・世界一律で10～20%のユニバーサル・ベースライン関税を課す。
- ・中国からの輸入品に60%以上の関税を課す。
- ・従来のFTAは推進しない。

○トランプ再選で保護主義は強化されるか？

- ・トランプ前大統領の2016年大統領選での公約（45%の対中追加関税、35%のメキシコへの関税賦課）は額面どおりには実現とらなかった。
- ・ドル安を志向している。

○ハリス副大統領が当選した場合に新たに打ち出す政策

- ・子育て支援として6,000ドル（約90万円）の税額控除。
- ・4年間で300万戸の新築住宅建設。
- ・労働者保護や気候変動対策を重視し、炭素国境調整措置等を提案か？

○ハリス副大統領が当選した場合に継続する政策

- ・半導体輸出規制や対中投資規制などの中国依存からの脱却を目指す経済安全保障政策を継続。
- ・バイデン政権のこれまでの中国への高関税政策を維持。

（2024年5月に中国からのEVに、現在の4倍の100%の関税を賦課）

○バイデン政権はインフレ削減法（IRA）に気候変動政策を盛り込む

- ・家庭での太陽光発電設備（PV）の設置。
- ・CCS（二酸化炭素回収・貯留）などの関連施設への投資。
- ・原子力発電やクリーン水素等の燃料エネルギーの製造等を対象とした還付や税額控除。

○EV（電気自動車）税額控除に新ルール

- ・IRAは米国市場でのEV販売に対し、最大で7,500ドルの税額控除を供与する新ルールを導入。
- ・EV税額控除の適用条件は、「完成車が北米産」、「北米で製造されたバッテリー部材の割合」及び「米国やFTAを結んでいる国で処理されたバッテリー用重要鉱物の割合」が一定以上であるということ。

○半導体施設への投資に補助金

- ・「CHIPS及び科学法」は、米国での半導体製造施設への投資に補助金を供与。

予算総額は5年間で527億ドル。

○半導体製造装置の輸出を禁止

- ・「輸出管理規則（EAR）」の概要を発表。

- ・バイデン政権は2022年10月にEARを強化する暫定最終規則を公表。先端集積回路、スーパーコン



高橋 俊樹氏

ピュータ、先端の半導体製造装置などの対中輸出に事前の許可を要求（実質的に禁止）。

・2023年10月17日に半導体製造装置の種類拡大や迂回防止を規制。

○米国はなぜIPEFを立ち上げたのか？

・CPTPPとRCEPの発効で、両方に加入していない米国は、アジア太平洋地域におけるプレゼンスの低下の危機に直面。

・米国は半導体、大容量バッテリーレアメタルなどの製造におけるシェアの低下と対中依存の高まりに直面。サプライチェーンの脆弱性からの脱却が課題。

○IPEFサプライチェーン協定の概要

・重要分野・商品を選択し行動計画チームを設置。

（2024年9月12日、「半導体、化学品、重要鉱物」の行動計画チームを設置）

・IPEF加盟国は2つの小委員会（「物流と商品の移動に関する小委員会」「データと分析に関する小委員会」）を設置。

・IPEF機器対応ネットワークは2024年9月13日に特定の化学物質（尿素水）の輸入途絶時の緊急シミュレーションを実施。

○まとめ

・ハリス政権が誕生すれば、日本企業にはIPEFを活用したサプライチェーンの強靱化や水素などのグリーン経済の推進が望まれる。

・トランプ再選ならば、世界一律10～20%のユニバーサル・ベースライン関税を始め、種々の関税引き上げへの対応が急務となるため、適用除外措置の活用や現地生産で対応。

・米国の保護主義や米中デカップリングには、サプライチェーンの多様化や北米等での現地化の促進及び事業連携の強化が不可欠。

②「米中対立、台湾企業の対中戦略の変化」朝元 照雄氏

○概要

・中国の鄧小平、江沢民及び胡錦濤の改革開放時代に、台湾企業は積極的に中国に進出。

・しかし近年、中国は南シナ海に人工島を建造し、「戦狼外交」により周辺国に威圧を見せている。また軍備に大量の資金を投入し、空母遼寧号等の戦艦を次々と建造、地政学的に米国の覇権に挑戦する傾向と化している。

・また、中国の投資環境の悪化（経済悪化や「反スパイ法改正」）も年々著しくなり、中国ビジネスから撤退する外資系企業が増加。

・台湾企業は、中国の製造拠点を重視し、ビジネスを延伸させる「China+1」から「デカップリング」や「フレンド・ショアリング」という中国離れに大きく舵を切り、撤退する事例まで散見される。

○中国から撤退する台湾企業

・米国戦略国際問題研究所（CSIS）のスコット・ケネディ（Scott Kennedy）は、「(中国から)

撤退の時：高まる米中緊張化の台湾ビジネス（It's Moving Time: Taiwanese Business Responds to Growing U.S.-China Tension）」（2022年10月）というレポートを発表。台湾企業の上層部525名にアンケート調査をし、台湾企業が「記録的な水準」で中国から撤退している現状を明らかにした。

（既に撤退した：25.7%、移転考慮中：32.2%、移転しない：31.1%）

約6割（57.9%）の企業が中国市場への懸念を有している。

・「台湾は中国経済への依存を減少させる」と回答した企業は、「既に撤退した」企業の89.4%、「移転考慮中」企業の82.7%、「移転しない」企業の65.1%。

・「インドは中国に代替できる」と回答した企業は、「既に撤退した」企業の83.5%、「移転考慮中」企業の70%、「移転しない」企業の65%。

・過去11年間で中国のシェアは、約8割から約3割まで低下。

○台湾企業のサプライチェーン再構築

・米中対立以降、米国は同盟国企業に対して

「フレンド・ショアリング」を要請。

・こうした地経学の要請を受け、台湾企業は生産拠点を東南アジアやインドに移転・設置する一方で、中国の生産拠点を中国企業に売却するようになった。これにより中国を主軸とする「赤いサプライチェーン」と「非中国のサプライチェーン」に二分化。

・アップルのティム・クックCEOは、台湾の鴻海、ウイストロン、ペガトロンなどの他に、中国企業であるルクスシェアなどを育成し、製造を委託することでコストダウンを図ってきた。ルクスシェアはアップルの「赤いサプライチェーン」の中核企業と言われている。

○中国における製造版図の変化

・「赤いサプライチェーン」の躍進はiPhoneの組立業務の勢力図を大きく変化させた。

・iPhone組立工場の昆山世碩電子（台湾）の売却前（2023年12月）の中国拠点のESMによる市場供給シェアは、

(1) iPhone15、6.1インチ（鴻海45%、ルクスシェア45%、ペガトロン10%）

(2) iPhone15 Plus、6.7インチ（ペガトロン50%、ルクスシェア50%）

(3) iPhone15 Pro、6.1インチ（鴻海88%、ペガトロン12%）

(4) iPhone15 Pro Max、6.7インチ（鴻海85%、ルクスシェア15%）

・昆山世碩電子の売却後、ペガトロンのシェアはルクスシェア（立訊）に移り、ルクスシェアは鴻海に続く「アップル・サプライチェーン」の第2のサプライヤーに躍進。

・ペガトロンは中国子会社昆山世碩電子（のちの立臻精密智造(昆山)）の37.5%の持ち株を保持しているため、完全な「脱中国」には至っていない。

・アップルからすれば、ペガトロンは依然重要なサプライヤーであるが、地政学や地経学のリスクに



朝元 照雄氏

触れられたくなく、鴻海のほかに「赤いサプライチェーン」のルクスシェアを育成し、中国市場でのプレゼンスを維持している。

・こうしたペガトロンの動きについて、同社の米国など非中国市場に供給する製品は、「非中国のサプライチェーン」であるインドやベトナム工場での組立に力点を置き、米国などによるフレンド・ショアリングにより強く関与する方策をとった。

・また、ペガトロンは中国を刺激しないで、緩やかにフレンド・ショアリングや「China+1」の要請に対応するという、新しい選択をしている。

・ペガトロンはベトナムに進出したあと、マイクロソフトとAlphabet（Googleの親会社）からAIサーバーの製造委託を受けることができた。中国の工場（昆山世碩電子など）を使うよりも地経学のリスクを受けなくて済むことがその背景にあると思われる。

○台湾企業の東南アジア・インドへの移転

・「フレンド・ショアリング (friend-shoring)」とは、同盟国や友好国に限定したサプライチェーンから調達する行為を意味する。台湾では、蔡英文政権は2017～18年にかけて西向政策（対中投資）から南向政策（東南アジアや南アジアへの投資）への移行を奨励したが、成果は乏しかった。2019年頃になると、南向政策の成果が出始め、2021年以降は対東南アジア・南アジア向けの投資額が対中投資額を凌駕するようになった。

・背景には、トランプ政権末期の米中貿易戦争による対中関税の引き上げや制裁、半導体サプライチェーンのデカップリング（分断）、クラウド上のデータ保全、地政学リスクへの考慮から、China+1や台湾・プラス・ワン（Taiwan+1）、フレンド・ショアリングが要請されているということがある。

○まとめ

・フレンド・ショアリングによる製造基地の移転は、言語、風習、インフラ整備、サプライチェーン構築、現地法規などの様々な問題が存在するが、中国からの撤退と東南アジア、インド、メキシコ等への移転は今や一つの趨勢になっている。

・「China+1」と称して、中国からの完全撤退までは要請せず、「China+1」の「China」に残す部分が多いか、または「+1」の部分が多いかは、企業自身の判断に任せていると思われる。

・米商務省の貿易統計によると、2023年1～11月の米国の対中輸入額は対前年同期比で20%超減少し、年間ベースでメキシコやカナダに抜かれる公算が大きい。スマートフォンの対中輸入額は対前年同期比約1割減、逆に対インドが5倍に増加。パソコンについて、対中輸入額は前年同期比で約3割減、一方、対ベトナムからの輸入が4倍に増加した。

・中国企業も「脱中国」の動きを見せている。中国家電大手の海信集団（ハイセンス）は2億6000万ドルをメキシコに投資し、米国市場向けに冷蔵庫などの工場を設立。自動車メーカーの上海汽車集団などもメキシコ工場の建設を計画している。

(2) 第2部：報告&パネルディスカッション

①「経済安全保障への対応に関する考察」小澤 裕二氏

○概要

・高松機械工業の主な事業はCNC旋盤の製造・販売であり、それに焦点を絞った話となる。

○検討すべき内容

・主な検討項目は、サプライチェーンの調査・見直しと、技術管理の強化。

・検討の対象となるのは、制御関連機器及び専用部材で、これらは経済安全保障推進法で指定されている工作機械に関する重要物資。

○検討内容への対応

・サプライチェーンの調査・見直しという観点からは、当社は、重要物資を他メーカーから購入しており、それらの生産が滞るリスクを回避する対策は他力本願となるため、代替品・相当品の把握や、現状とは異なるメーカーへの切替可否等の検討が対応案となる。一方、現状のメーカーから調達している重要物資は当社用にカスタマイズされたものがあるために設計からやり直す必要が生じる場合もあり、別メーカーのもので生産することは容易ではない。

・技術管理の強化の観点からは、できることは保有する関連技術について現行の外為法令下での管理となるため、安全保障貿易管理に基づいた管理の仕組みを改めて確認し、必要に応じて改修を実施。しかし、管理を強化しすぎると業務負担が大きくなり、バランスが難しい。

○今後取り組むべきこと

・サプライチェーンの観点からは、重要物資に関する相当品の複数社からの仕入の推進や、自社にとっての重要物資の有無を洗い出した上で入手が困難に陥った場合の対策の検討・実行。

・技術管理の観点からは、会社として守るべき技術の有無を精査の上、それらの管理の徹底や、関係者の理解と協力を得るための教育の徹底。

②「経済安全保障とサプライチェーン再編（企業アンケート調査から）」丸屋 豊二郎氏

○日本企業を上回る北陸企業の対中国依存

・過去5年間の増加率を見ると、日本企業の現地法人数は減少（▲6.9%）しているのに対し、北陸企業の海外拠点数は4.2%増加。地域別では、両者ともアジアが最も多く、日本企業は68%、北陸企業82%で、米欧が日本企業28%、北陸14%。国別では、近年、日本（北陸）企業とも、中国向け進出が減少し、ベトナム、インドと米欧向け進出が増加。

・今後3～5年程度の有望な海外事業展開先は、2023年には日本（北陸）企業ともインド、ベトナムが上位1、2位。かつてトップであった中国は2021年以降減少傾向にあり、インド、ベトナム、米国に追い越され、日本企業では3位、北陸企業では4位に後退。次いで、米国が日本企業は4位、



小澤 裕二氏

北陸企業「市場」では3位に浮上。以下、インドネシアとタイは堅実に順位を上げ、後塵を引き離して5、6位を確保、メキシコ、フィリピン、マレーシアも、脱中国の受け皿として第3グループを形成。

- ・日本政策投資銀行の調査（2023年度）によると、「サプライチェーン見直しの契機」として挙げた日本企業の割合は、**経済安全保障関連項目**では「**米中対立や各国の自国産業強化政策**」（24%）、「**ウクライナ危機**」（15%）、「**半導体の供給不足**」（25.5%）。また、「**サプライチェーン見直しの内容（製造業）**」では、「**海外仕入調達先（海外拠点）の分散・多様化**」は23年度45%（18%）で、「**海外仕入調達先の国内切り替え**」は13%、「**海外拠点の国内回帰**」は6%で、22年度から23年度にかけてそれぞれ増加。
- ・北陸経済連合会が実施している会員向けアンケート調査の「国際化を進める上での障壁、課題」をみると、経済安全保障関連である「**貿易手続き・関税障壁**」を挙げた企業は、**2021年度下期は5.6%、23年度下期は8.1%**、同じく「**米中貿易摩擦の影響**」を挙げた企業は**2021年度下期7.0%、23年度下期3.6%**で、いずれも1割に満たないのが実態。また、「**行政/経済団体に望む内容**」では、21年から23年までの2年間で、情報提供や販路拡大支援が減少し、人材育成、自由貿易協定の締結、資金調達や経済交流など前向きな支援が増えており、国際化への積極的な姿勢が窺える。近年の北陸企業の海外拠点数の増加とも呼応する。



丸屋 豊二郎氏

③パネルディスカッション

(石川) 今後の米中対立による世界の分断状況は一時的なものか、永続的なものか？

(高橋) 輸出管理規則（EAR）を米国は強化していく。先端半導体だけではなく、半導体装置までを対象とし、どんどん拡大していく。なるべく技術が中国に伝わらないようにしようとしているが、中国はレガシー半導体の製造装置を活用して先端半導体を作れるようになっている。EARを強化しても中国は対応するため、たちごとになっている。

ハリスはバイデン政権を継承しデリスクリングで経済関係を引き継ぐであろう。トランプは関税引き上げなどをちらつかせながら相手の譲歩を迫ると思われる。

あまりにも中国に対してデカップリングを進めると、問題点が起こる前に経済破綻が起き、世界経済に悪影響を及ぼす可能性がある。人口減の影響が今後出てくることは明らかだ。今の土地・資産の問題が悪化することは避けられず、経済成長に影響を与えるのは確実だ。年



石川 幸一氏

金や社会保障制度の問題もいつ顕在化するかわからない。あまり追い詰めすぎると、これらの問題が顕在化する可能性がある。

(石川) アメリカの経済界はあまり追い詰めるなというスタンスであろう。

(高橋) 暗黙の了解があると考えられる。

(石川) 中国は自立自強政策を進めている。先端半導体等の戦略的に重要な物資については海外に頼らない一方で、サプライチェーンにおいて海外を中国に頼らせる方向で進めている。昨年、ファーウェイが7ナノ対応のスマホを作り話題となったが、中国の自立自強政策はうまくいくのか？

(朝元) 中国は7ナノのスマホを作ることは技術的に可能だが、採算が合うかどうかは別問題。アメリカが恐れた理由は、アメリカの最先端戦闘機及びミサイルは、7ナノか5ナノを使っているため、もし中国が採算を度外視して7ナノを作ったら、アメリカの軍事的な優位性が保てないため、というのが事実。

(石川) アメリカの経済安全保障政策の中では、アメリカで作られた技術やソフトウェアを使って作られた製品を、具体的に中国に輸出する場合は米国商務省の許可を取らなければならない。米国の貿易規則の域外適用と言われているが、日本企業も対象になってしまう。よって対象になる品目について許可を取らずに中国に輸出してしまうと、場合によってはペナルティを課される可能性が出てくる。域外適用については、日本企業として苦勞されている点があるか？

(小澤) 他社さんの話になるが、外為法関係になる。似ているが異なる部分もある。アメリカのソフトウェアを使用して開発した製品を対象としており、確認作業が大変煩雑。それでも苦勞して確認するが、企業としては100%できるかと言われると難しい。自社のリスクをなくすために、理論的には問題ないということを証明しているが、すごく時間がかかる。企業としてはやめてほしいというのが本音。

(石川) アメリカ企業が中国から撤退する動きはどうか？

(高橋) 進出企業のアンケート調査では、75%が撤退しないと答えている。中国にクラスターがたくさんあり、コスト競争力が高く、品質が保てる。他の国に急に移ると、新しいサプライヤーに対する新しい設計を作るのはとても大変で、早くて5年、7～8年かかるとのこと。今からやろうとしている企業は1割ちょっとくらい。現時点では米国企業としては難しく、大きな動きにはなっていない。

(石川) 行政や経済団体に対する要望はあるか？

(小澤) 米中の問題に引っぱられて、現在のような状況になっているので、これが改善されない限り何も動かない。経済安全保障については、日本政府はアメリカに追随すると思うが、日本独自の考え方で動けば、中国との関係は少しは変わっていくのではないかと。

(石川) アメリカの事例を見ていると、企業が委縮するのはよくないし、申請してNoと言われるケースはそれほど多くないという報告も見たことがある。

(石川) IPEFについて、法的拘束力があまりないという話があるが、どう考えるか？

(高橋) アメリカは積極的。オーストラリアも積極的。途上国は受け身で積極的ではない。サプライチェーン協定でメリットを享受できるのはアメリカや日本、韓国等、製造業が発達している先進国。途上国は資源を供給する側なので、サプライチェーンのメリットは間接的には受けるが、先進国ほどではない。半導体や鉱物等の行動計画チームを作り、サプライチェーンが途絶した場合、各国はどこから半導体を調達できるのか情報を集め、シミュレーションを行ってそれに基づき行動しようということ。日本政府に、日本にとって利益があると思われる品目をアプライしたらどうかと言っているが、3つ以上の国が推薦しないと行動計画チームが作れないため、なかなか日本の国益が反映されない。トランプが再選するとIPEFから離脱すると言っているため、IPEFが空中分解してしまう可能性がある。その場合は日本がリーダーシップをとって、IPEFをTPPのように、アメリカ抜きでの貿易協定案とすればよいのではないか。

ハリスはデジタル経済や労働問題及び気候変動問題に関心が高いため、これらのIPEFへの導入を図るものと思われる。しかしながら途上国がなかなかついてこない。個人情報データを出してほしくないと言っているところが多いなど、意見が合わないところをどうするかという問題がたくさんある。また、罰則規定がないため拘束力もない。しかし途上国を味方に入れば、IPEFは有効だと思う。

以上

【参考】受講者アンケートにおける主な意見

- ・今後ますます重要になる分野。いたずらに危機感を煽るのではなく冷静な議論が必要。
- ・半導体の他、農業、IT等の分野の安全保障の話があればありがたい。また、イスラエルやウクライナ等の影響についても言及の上、日本が取るべき道についても示唆があるとよい。
- ・アメリカの対中国戦略に対し、日本はどのような対応をすべきかについて、もう少し深めていただければと思う。
- ・世界全体ではいわゆる権威主義が勢力を強め、日米のような完全民主主義国家が少数派になりつつある。我々の常識が世界の非常識となることも考えながら、複雑化した経済安全保障の課題を国全体として今後とも取り組んでいかねばならないと強く感じた。等

高度外国人材活用セミナー 開催概要

北陸AJEC 酒井 秀行

北陸企業の生産性向上のためには、留学生等高度外国人材や、特定技能外国人の採用・定着が重要であるが、まず高度外国人材については、北陸の留学生の北陸エリア内企業への就職割合は低く、首都圏企業等への就職を志向する傾向がある。また特定技能外国人制度については、生産性向上や国内人材確保が困難な状況にある産業分野において一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れるために創設されたものであるが、まだまだ適用範囲は限定的であり、また制度や運用要領等が適宜改正されており分かりにくい面がある。

このため、北陸AJECは、高度外国人材や特定技能外国人採用に関する最新状況の把握や、必要となる法律、制度関連知識等の習得を狙いとし、専門家による「高度外国人材活用セミナー」を以下のとおり開催したので紹介する。

1. 実施概要

- (1) 日時：2024年12月17日(火) 15:00~16:00
- (2) 会場：金沢ニューグランドホテル 5階「銀扇」
- (3) 講師：エンピ・カンデル氏（JETRO高度外国人材スペシャリスト、ユニバード(株)代表取締役）
- (4) 主催：北陸AJEC、北陸経済連合会、 共催：日本貿易振興機構(JETRO)

2. セミナー概要

・テーマ：「外国人材関連制度の改正を踏まえた高度外国人材の採用・育成・定着について」

【自己紹介】

- ・2005年来日、日本の大学を卒業後、外国人材支援の仕事に13年間携わっている。
- ・留学生は現在日本で35万人程度いるが、彼らが日本の企業に入社するために、また入社した後に生じる様々な問題、とりわけ最近では海外から採用する日本の企業も増えているので、その際に生じる問題を解決するコンサルタントの仕事に従事している。
- ・最近、東京の企業は、高度外国人材よりも特定技能外国人のニーズがかなり上がってきており、10件相談を受けるとうち6~7件は特定技能外国人関連。業種では外食・介護あたり。

【イントロダクション】

- ・外国人材の戦略的な採用の仕方、採用要件の確定の方法、採用までの手続き、入社後定着のために必要となること、の大きく4つのポイントについて話をしたい。
- ・今（コロナ禍が終わり、日本国内のどこの地域でも）外国人材は増えてきている。北陸三県でも同様。

また、技能実習生から特定技能外国人へ変わってきている。皆さんの周辺企業でも外国人採用を始めている会社が増えてきているのではないかと。

- ・今の日本は人材不足の問題がかなり深刻化している。日本国内の外国人は350万人、うち労働者は200万人を超えている。東京では10人に1人が外国人になるタイミングが迫ってきているため、東京都として外国人が住みやすい、活躍しやすい街に変わり始めている。また、その他の地域でも同じような変化が始まりつつある。

図①

外国人採用市場の現状：現在の労働力提供国のほとんどがアジア諸国

| 技術・人文知識・国際業務 | | 技能実習 | |
|--------------|---------|--------|---------|
| 総数 | 362,346 | 総数 | 404,556 |
| ベトナム | 93,391 | ベトナム | 203,184 |
| 中国 | 92,141 | インドネシア | 74,387 |
| ネパール | 32,862 | フィリピン | 35,932 |
| 韓国 | 24,125 | 中国 | 28,860 |
| 台湾 | 13,832 | ミャンマー | 26,352 |
| その他 | 105,995 | その他 | 35,841 |
| 特定技能(1号+2号) | | 留学 | |
| 総数 | 208,462 | 総数 | 340,883 |
| ベトナム | 110,648 | 中国 | 134,651 |
| インドネシア | 34,255 | ネパール | 55,604 |
| フィリピン | 21,367 | ベトナム | 43,175 |
| 中国 | 13,468 | 韓国 | 14,671 |
| ミャンマー | 11,873 | ミャンマー | 12,177 |
| その他 | 16,851 | その他 | 80,605 |

2023年12月出入国在留管理庁在留外国人統計（旧登録外国人統計）

ベトナムを中心に東南アジア諸国が日本の経済活動を支えていることがわかります。この数年で中国がシェアを失っていることが目立ちます。

新型コロナウイルスの影響が出る前の2017年と比較しても外国人材の流入は大幅増加

| | |
|--------------|--------|
| 技術・人文知識・国際業務 | 201.0% |
| 技能実習 | 159.5% |
| 留学 | 117.1% |

⇒ 当面この流れは
変わらない？

Copyright © 2024~ UNIBIRD Inc. All Rights Reserved.

- ・外国人労働者の出身国は殆どがアジア（図①）。技・人・国人材は上位からベトナム、中国、ネパール。日本の給料は、最低賃金は上がってはいるが物価は倍上がっているため、それほど魅力的な市場とは言えないと思うが、アジアではまだ日本ほど高い給料の国はないので、アジアからくる外国人材はまだ多い。
- ・特定技能外国人は今殆どが1号だが、上位からベトナム、インドネシア、フィリピン、中国、ミャンマー。
- ・技能実習生は2027年に終わる予定と言われている。コロナ禍のときは技能実習生は帰国できず、また海外から日本に入ってくることもできない状況だったので、特定技能外国人にシフトしていると言われているが、上位からベトナム、インドネシア、フィリピン、中国、ミャンマー。
- ・留学生は中国、ネパール、ベトナムの順だが、現在はネパールが非常に増加基調にある。ベトナムからの留学生が減ってきているが、就労で来日しやすくなっているため。最終的に日本で働くために特定技能外国人になるのであれば、留学生として来日する必要性はなくなりつつある。
- ・ここ10年間のアジア各国のGDP伸び率は押し並べてかなり高いが、その中でもネパールやミャンマーはまだ伸びしろがある状況（図②）。全体的に日本に比べるとまだまだGDPが低いため、就労目的で日本に来る可能性はある。GDPが上がれば上がるほど、日本に来る確率は低くなるが、まだまだ低いレベルである。
- ・以前のベトナム人は、日本で4～5年働いて稼いでから、帰国して仕事をしてきた。最近では子供の教

図②

外国人採用市場の現状：労働力提供国の事情 ⇨ 環境の変化

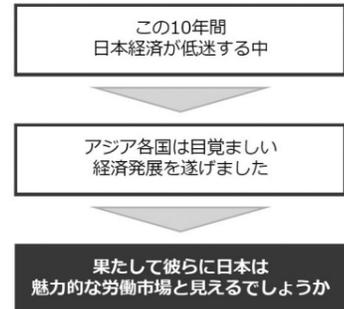
「失われた30年の」ツケ

日本に来てくれる国を見つけるのがこれからの課題です！

1人当たりの名目GDP推移（単位は米ドル）

| | 2022年 | 2012年 | 22年/12年 |
|--------|-----------|-----------|---------|
| 中国 | 12,669.62 | 6,282.71 | 204.0% |
| タイ | 7,069.59 | 5,860.58 | 120.6% |
| インドネシア | 4,798.12 | 3,744.53 | 128.1% |
| ベトナム | 4,086.52 | 2,197.62 | 186.0% |
| フィリピン | 3,623.59 | 2,721.25 | 133.2% |
| ネパール | 1,354.07 | 794.09 | 170.5% |
| ミャンマー | 1,227.70 | 1,104.64 | 111.1% |
| 日本 | 33,853.80 | 49,175.04 | 68.8% |

IMF:World Economic Outlook Database 2023.11



Copyright © 2024~ UNIBIRD Inc. All Rights Reserved.

育を日本で受けるようになってきている。日本の企業のやり方を変えていく必要がある時期にきていると考えられる。

【受入体制の構築】

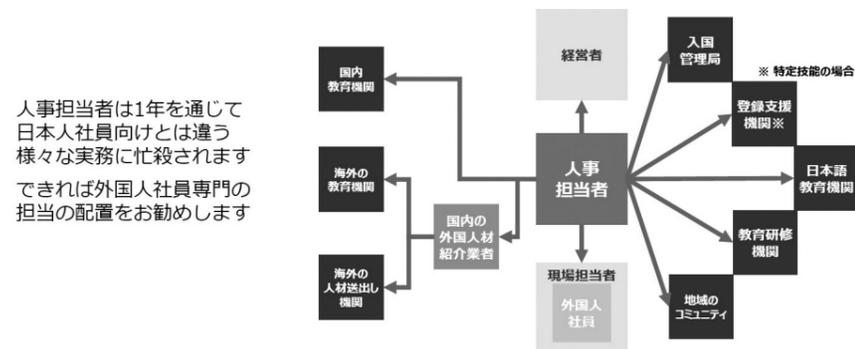
- ・まずは採用計画をしっかり立てること。
- 採用計画を立てるためには、経営者、人事担当者、現場責任者の三役が非常に重要になる。いろいろな企業を見ていると、今すぐにも外国人を採用したいと思っている経営者は多い。その場合、人事担当者は素直に経営者の言うことを聞くが、現場責任者は日本語もよくわからない人材をどうやって育てるのか？そんな大変なことはしたくないということになり、なかなかうまくいかないケースがある。まず、経営者は人事戦略を構築し、採用計画をしっかり現場に伝え、それを見た人事担当者が採用戦略を立てて、採用活動をきちんと仕切ることが必要。また、入社後の研修までは人事の仕事。外国人材は日本語がよくわからず、また空気を読めない場合が多いが、それをきちんと理解したうえで採用する。仕事の仕方を丁寧に前向きに教えていく。そういった姿勢の計画を立てて行かないと、なかなか採用は前に進まない。
- ・採用するにあたり、人事担当者にもし「自然なコミュニケーション」「社内調整力」「偏見を持たない」という資質がないのであれば、採用は再考した方がよい。これらは必ず求められる。
- ・留学生は、少しでも自分自身のことをわかってくれる会社に入社することを望んでいる。人事担当者は会社の顔であるということ意識しなければならない。また、入社前に日本の会社ではどのようなことを守る必要があるのかということ、きちんと教える必要がある。さらに、20年以上海外で暮らしてきた人間が日本に来て、いきなり日本人と同じ文化にはならないため、国によってやり方が違うことを会社として理解する必要がある。
- ・人事担当者の「ハブ」としての機能が採用計画の成否を握る（図③）。

図③

さらに重要な採用担当者のネットワーク

C2-1

人事担当者のハブとしての機能が採用計画の成否を握っています



人事担当者は1年を通じて日本人社員向けとは違う様々な実務に忙殺されます。できれば外国人社員専門の担当の配置をお勧めします

Copyright © 2024~ UNIBIRD Inc. All Rights Reserved.

経営者、外国人社員、国内の外国人材紹介業者、国内教育機関、海外教育機関、海外の人材送り出し機関、入国管理局、登録支援機関（特定技能外国人の場合）、日本語教育機関、教育研修機関、地域のコミュニティ等、さまざまな採用に向けての媒体がある。そういったところへ頼っていくことができるのは人事担当者なので、採用計画の段階でどの媒体を使うのか、誰とどのように調整するのかをしっかりと見定めることが重要。そのため、かなり採用実務は多くなる。

【技・人・国】

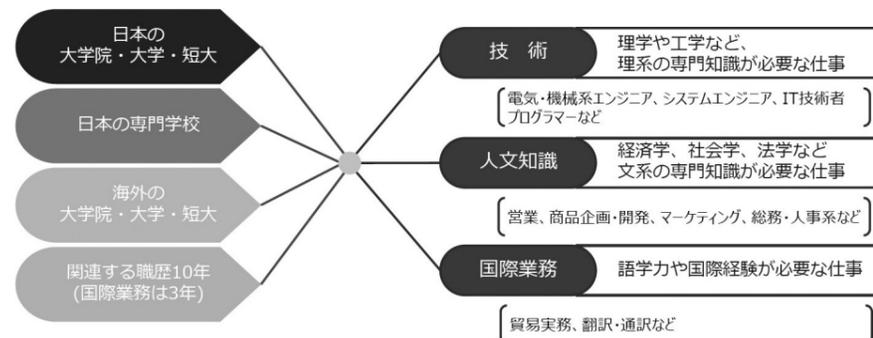
- 外国人材を調達する際に派遣会社を利用している企業は注意しなければならない。在留資格が問題化しつつある。
- 一番問題となっているのは、「技術・人文知識・国際業務」（技・人・国）の在留資格（図④）。

図④

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を取得する条件

C2-1

学歴・職歴が問われます



「技術・人文知識・国際業務（技人国）」は専門知識を必要とする業務に就くための在留資格であるため取得者には、原則として単純労働をさせることができません。

Copyright © 2024~ UNIBIRD Inc. All Rights Reserved.

製造業の現場で働く人材としては、特定技能外国人・技能実習生は採用できるが、技・人・国材は採用できない。もし貴社が派遣会社を使って外国人材を採用している場合、その派遣会社は現場仕事ではなくエンジニアとしての仕事をする条件で在留資格を取っている場合が多いので、このことを企業はきちんと理解する必要がある。

- 新卒（大学卒）を採用する場合は、技・人・国、特定技能外国人、また最近では特定活動46号（大学卒でN1合格者）という条件になる。
- 特定技能外国人を採用したくてもできない業界はたくさんある。例えば鞆を製造している会社は特定技能外国人は採用できず、採用できるのは身分・地位に基づく在留資格（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者で、活動制限がなく日本に100万人以上いる）となる。こういったこともしっかりと理解したうえで、採用戦略を検討する必要がある。
- 技・人・国は、いわゆる高度(外国)人材と定義される。本人が教育機関で勉強した内容がその会社で活かせるものが、技術・人文知識・国際業務の内容に関連し、在留資格と一体化している。誰でもできる仕事や現場仕事はさせてはいけない。高度(外国)人材として携わる仕事が80%以上にならない限り、採用してはならない。
- 単純作業をさせる場合は、高度(外国)人材よりも安い労働者を雇うことができるので、そのためにわざわざ技・人・国を雇う必要はないし、雇ってはいけない。
- 技・人・国の特徴としては、専門的な知識を持っており、頭の回転が速く、成長意欲があり、キャリア志向が強く、将来的な幹部候補ということがある。将来の海外ビジネスの鍵となるような人材と言える。高学歴だから賃金もまあまあ高いが、日本人の大卒相当の賃金。ただ日本語能力の高い理系人材の獲得はなかなか難しい環境にある。
- 在留資格の要件としては、日本の大学院・大学・短大・専門学校、海外の大学院・大学・短大を出ていること。海外の専門学校を出ている場合は、短大と認定されない限りは技・人・国の資格条件とはならない。
- 技・人・国材出身国上位5か国はベトナム、中国、ネパール、韓国、台湾。トップ20ともなると欧米諸国も入ってくる（図⑤）。
- 技・人・国材の調達先としては、海外（アジア）のトップクラスの大学がねらい目。JETROの中でも日本企業と海外の大学をつなげる取り組みがある。日本の中小企業でも大手企業でも調達を狙える。また、日本の大学への留学生が多いのはやはり都会の大学。

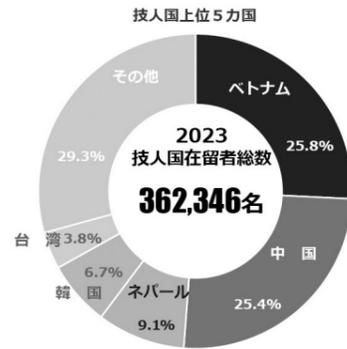
【特定技能外国人・技能実習生】

- 技能実習生では研修という在留資格があったが、日本の企業が外国人材を確保するため、きちんと働くために必要な就労の在留資格が欲しいということで特定技能外国人制度が設けられた。現場の仕事が主体で、大半は高卒、専門学校卒であり、日本語能力は最低限N4以上が必要。ただし一部業種（タクシードライバー等）だとN3が必要。また介護はN4だが、介護専門の日本語試験を受ける必要がある。なお、現地採用は可能だが、採用試験がなかなか定期的に行われていない国もある。

図⑤

「技術・人文知識・国際業務」での日本国内在留者数

在留者はアジア地域に集中！



| | | | | | |
|----|-------|--------|----|---------|-------|
| 1 | ベトナム | 93,391 | 11 | インドネシア | 6,675 |
| 2 | 中国 | 92,141 | 12 | バングラデシュ | 5,620 |
| 3 | ネパール | 32,862 | 13 | パキスタン | 4,653 |
| 4 | 韓国 | 24,125 | 14 | モンゴル | 3,433 |
| 5 | 台湾 | 13,832 | 15 | 英国 | 3,350 |
| 6 | スリランカ | 12,223 | 16 | フランス | 2,954 |
| 7 | インド | 12,177 | 17 | タイ | 2,884 |
| 8 | ミャンマー | 10,511 | 18 | マレーシア | 2,565 |
| 9 | フィリピン | 9,632 | 19 | ロシア | 1,772 |
| 10 | 米国 | 8,416 | 20 | カナダ | 1,617 |

出入国在留管理庁「在留外国人統計」2023年12月末

Copyright © 2024~ UNIBIRD Inc. All Rights Reserved.

- 初めての採用の場合は必ず登録支援機関が必要だが、2年以上雇っていくと、自社で支援することも可能になる。
- 技能実習生は、母国では習得できない技術や知識を習得させる、国際貢献のために作った制度であるのに対し、特定技能外国人は企業の人手不足の解消のために労働者を確保すべく作った制度。
- 技能実習と特定技能の違いの比較対比は図⑥のとおり。

図⑥

就労ビザの種類と直近の動向：「技能実習」と「特定技能」の違い

| | 技能実習 | 特定技能 |
|--------------|--|---|
| 目的 | 母国では習得できない知識や技術を日本で習得させる「国際貢献」 | 日本の深刻な人手不足を補うための在留資格 |
| 在留期間 | 技能実習1～3号 合計で最長5年 | 特定技能1号：5年、2号：制限なし |
| 協議会 | なし | 業界ごとに所管省庁が設置した協議会に加入する義務あり |
| 監理団体 | 基本必要 | 不要 |
| 送り出し機関 | 必要 | 不要「国によって必要な場合がある」 |
| 支援機関 | なし | あり：法令で定める義務的支援を代行 |
| 受け入れ可能な業界・職種 | 2号移行対象職種；85職種156作業 3号移行対象職種；77職種135作業 | 特定技能1号；特定産業分野12分野 特定技能2号；特定産業分野 2分野※1 |
| 技能水準 | なし | 1号：相当程度の知識又は経験が必要 2号：熟練した技能 |
| 技能試験 | なし | 特定産業分野ごとに実施する技能測定試験あり |
| 日本語水準 | なし（介護のみ JLPT N4） | JLPT N4以上もしくは国際交流基金の日本語テスト(JFT-Basic)のA2レベルに合格する必要がある「分野によってN3合格必要あり」 |

Copyright © 2024~ UNIBIRD Inc. All Rights Reserved.

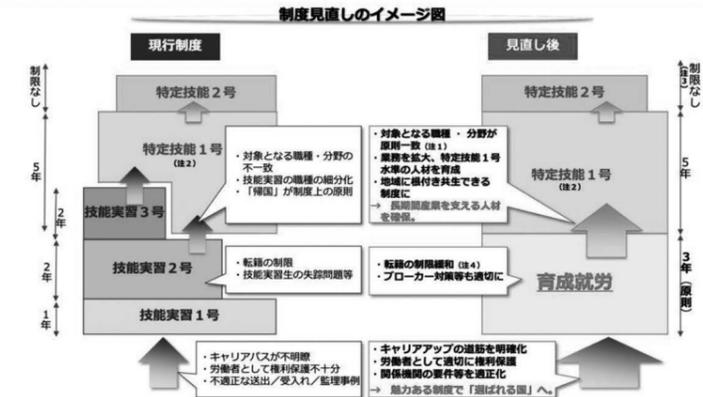
- 今、技能実習生は年間1万人程度の自殺・失踪者が発生している。建設業に著しく多く、次に農業、食品製造関係等が多い。ブローカーと技能実習生との間でのトラブルや、企業の雇用条件や人間関係で職場内トラブルが発生したりしている。こういった状況もあり、制度の見直しが必要だということで、技能実習制度（人材育成・国際貢献）から育成就労制度（人材育成・人事確保）に変わり、特定技能外国人制度に連結していく方向性で動いている。これによって長期間雇用の確保が期待できる仕

組みとなった（図⑦）。

図⑦

制度見直しのイメージ図

出入国在留管理庁：「特定技能制度及び育成就労制度について」より



Copyright © 2024~ UNIBIRD Inc. All Rights Reserved.

図⑧

技能実習制度と育成就労制度の違い

| | 技能実習制度 | 育成就労制度 |
|--------------|--|---|
| 目的 | 母国では習得できない知識や技術を日本で習得させる「人材育成」、「国際貢献」 | 「人材育成」、「人材確保」 |
| 在留期間 | 技能実習1～3号 合計で最長5年 | 通算3年 |
| 協議会 | なし | 業界ごとに所管省庁が設置した協議会に加入する義務あり |
| 監理団体支援機関 | 基本必要 | 監理支援機関 |
| 受け入れ可能な業界・職種 | 2号移行対象職種；85職種156作業 3号移行対象職種；77職種135作業 | 特定技能制度と同じ14業種の産業分野 |
| 業務経験 | 必要なし | 必要なし |
| 技能試験 | なし | 1年目の終了時に技能検定試験基礎に合格する必要がある |
| 日本語水準 | なし（介護のみ JLPT N4） | JLPT N5以上もしくは国際交流基金の日本語テスト(JFT-Basic)のA1レベルに合格する必要がある |
| 転籍（転職） | 原則不可 | 1～2年の就労期間や技能水準などの要件を満たせば、同じ職種に限って転籍を認める。 |

Copyright © 2024~ UNIBIRD Inc. All Rights Reserved.

- なお、技能実習と育成就労の違いの比較対比は図⑧のとおり。
- 台湾や韓国は就労ビザがあるが、そのビザで長期滞在が可能。日本も同じような形をとろうとしている。
- 特定技能2号の分野は2023年9月に拡大（2分野→12分野へ）、また特定技能1号の分野は2024年3月29日の閣議決定で従来の12分野に4分野追加された。

【各国外国人材の特徴】

- ベトナム：真面目な人材が多い。手先が器用で、製造業向き。日本よりも台湾・韓国に行きつつある。
- インドネシア：日本に目が向き始めている。宗教対応が肝心。お祈りの時間と食事に制限があり、理解が必要。時間にルーズ（アジア全般に言える）。日本のルールをきちんと教育する必要あり。

- ・タイ：親日国。最近では中国語学習者が多くなってきている。仕事は「生きるために仕方なくやるもの」。バンコクのグローバル企業で働く場合、給料は（日本よりも）高い。
- ・ネパール：現時点では20万人を超えている。英語が堪能だが、日本語学習者も急増。現地賃金はまだまだ安く、日本市場が魅力的に映っている。
- ・フィリピン：キリスト教徒が多く家族愛が強い。本当は英語圏に一番行きたいと考えているが、行けなくて日本に来る人が多い。
- ・ミャンマー：内戦がおこっており大変な状態。日本からはなかなか行けない。32歳までの男性がなかなか出国できない。仏教国なので親日で、一度国を出たら帰らない傾向がある。現地採用はできる状況ではない（オンライン採用にならざるを得ない）。
- ・長期的に日本に働いてくれる観点からお勧めなのは、ベトナム、ミャンマー、ネパール、インドネシア出身者。この4か国なしには、外国人労働者は考えづらい状況であり、今後5年間はこの傾向はあまり変わらないだろう。

【採用のプロセス】

- ・技・人・国は1年間かけて採用するイメージ。
外国人材の場合は必ず6か月間は日本語を勉強させた方が良い。意識的に日本語を勉強してくれる人材が出てくる。
- ・技・人・国採用に関わる費用は、図⑨のとおり。

図⑨

「技・人・国」で必要となる経費

「技・人・国」で必要となる経費一覧

| | 現地採用 | 日本在住の留学生 |
|-----------------|---------------------|------------------|
| 現地への渡航費（2～5日間） | 20～50万円@担当者1名 | × |
| 採用者の現地出国の手続き費用 | （ベトナムの場合）日本円で約5万円 | × |
| 在留資格申請(変更)費用 | 10万円（行政書士依頼） | 10万円（行政書士依頼） |
| 日本語教育費（理系人材は必要） | 現地/半年間で約20万円(終日コース) | 日本国内/半年間で約60万円 |
| 採用者の日本までの渡航費 | 5万～10万 | 地方の場合交通費実費 |
| 人材紹介会社への成功報酬費 | 相場的には100～120万円 | 就活は原則一般日本人学生に準じる |

Copyright © 2024～ UNIBIRD Inc. All Rights Reserved.

- ・特定技能人材の調達先別の対象者は、技能実習2号を終了している人材が一番多い。国内にいる者、帰国している者、技能試験を新たに受けている者等である。短期的に来日して受験させる例もある。
- ・海外の試験場は、図⑩のとおり。
- ・特定技能外国人は最短5か月で採用できる。

図⑩

特定技能試験、国内・海外での実施予定状況（2024年12月、2025年1月）

| | 国内 | フィリピン | カンボジア | ミャンマー | モンゴル | ネパール | インドネシア | ベトナム | タイ | インド | スリランカ | ウズベキスタン | パングラデシュ |
|--------------------|----|-------|-------|-------|------|------|--------|------|----|-----|-------|---------|---------|
| 国際交流基金 日本語基礎テスト | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 介護（技能・日本語） | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| ビルクリーニング | | | | | | | ● | | ● | | | | |
| 工業製品製造業 | ● | ● | | | | | | | | | | | |
| 建設 | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 造船・船用工業 | | | | | | | | | | | | | |
| 自動車整備 | ● | ● | | | | | | ● | | | | | |
| 航空 | ● | | | | | | | | | | | | |
| 宿泊 | ● | ● | | ● | | ● | ● | ● | | ● | ● | | |
| 農業 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 漁業 | ● | | | | | | | | | | | | |
| 飲食料品製造業 | ● | | | | | | | | | | | | |
| 外食業 | ● | ● | ● | ● | | ● | ● | | | | ● | | |

Copyright © 2024～ UNIBIRD Inc. All Rights Reserved.

図⑪

「特定技能」で必要となる経費

「特定技能」で必要となる経費一覧

| | 現地採用 | 技能実習からの資格変更 |
|----------------|-------------------|--------------|
| 現地への渡航費（2～5日間） | 20～50万円@担当者1名 | × |
| 採用者の現地出国の手続き費用 | （ベトナムの場合）日本円で約5万円 | × |
| 在留資格申請(変更)費用 | 12万円（行政書士依頼） | 12万円（行政書士依頼） |
| 現地送出し機関への送出し費用 | 約30万円 | |
| 採用者の日本までの渡航費 | 5万～10万円 | |
| 義務的支援により発生する経費 | 約3～4万円@1ヶ月 | 同右 |
| 人材紹介会社への成功報酬費 | 相場的には40～80万円 | |

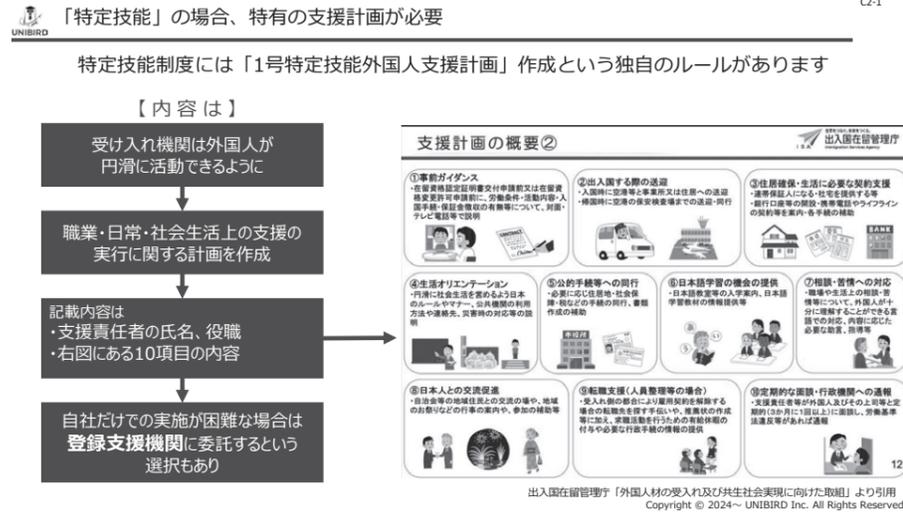
Copyright © 2024～ UNIBIRD Inc. All Rights Reserved.

- ・特定技能外国人採用に関わる費用は、図⑪のとおり。
- ・特定技能外国人の支援計画（ルール）は図⑫のとおり。

【入社後の対応】

- ・日本にいる外国人労働者が辞める理由を知ってほしい。
辞めたら帰国するが、建前は「よりよい条件の会社に就職するため」と言うが、本音は「人間関係」であることが多い（特に3年以内で辞めている場合）。社内で日頃からコミュニケーションをとっておけば、解決できる可能性が大きい。
- ・コミュニケーションの問題は日本語に起因する場合が多い。また、日本は非言語的なコミュニケーションが多く、外国人には「空気を読む」という考え方がわからなかったりする。さらに、習慣の違い、

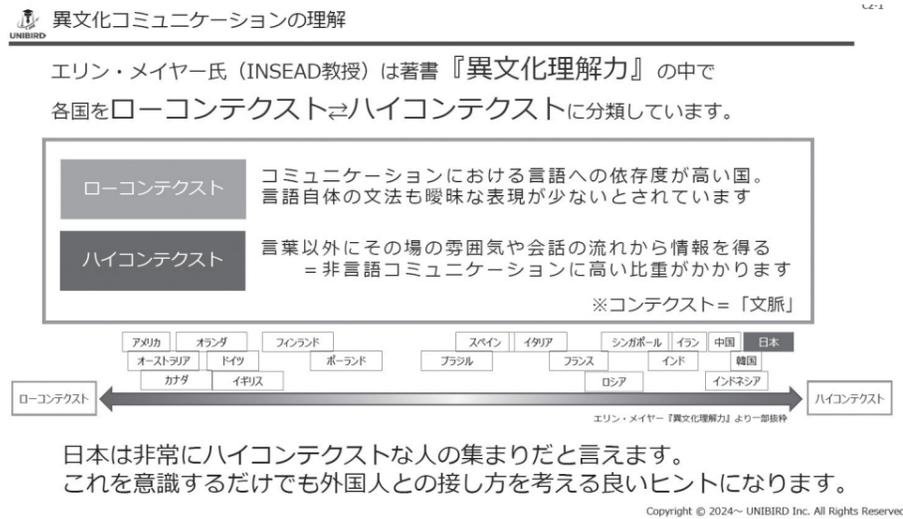
図⑫



宗教の理解不足等が問題の原因になることが多い。お互い歩み寄らないといけない。

エリン・メイヤー氏が作った分類(図⑬)では、日本は非常にハイコンテキスト人材が多いが、こういったところを意識しないとけない。

図⑬



- 日本語教育以外で異文化コミュニケーションを高めるためには、定期的なランチ会、社内のイベント(運動会、ピクニック等)、地域住民との交流、家族を日本に招待する等の取組みが効果的。
- 採用前は、日本の就活は独特であることを忘れず、自分の会社に見合った人材を見極めること。日本人採用と同じ時間・基準であれば見直しも必要。
- 入社後は、定期面談、定期的な日本語教育、指導相談相手を必ず作る、外国人社員専用の研修実施、面談でキャリアパスを徹底的に話し合う等の取組みが必要。
- これからの時代は外国人採用なくしては成り立っていかないと思う。 以上

えーじえつく日誌、今後の予定

| ● えーじえつく日誌 ● | | 2024年12月20日～2025年2月20日 | | |
|--------------|----------------------------------|------------------------|----|--|
| | 内容 | 開催場所 | | |
| 12月20日 | Warm TOPIC (ウォーム・トピック) Vol.181発行 | 情報発信 | — | |
| ● 今後の予定 ● | | 2025年2月20日現在 | | |
| | 内容 | 開催場所 | | |
| 2月20日 | Warm TOPIC (ウォーム・トピック) Vol.182発行 | 情報発信 | — | |
| 3月31日 | 北陸AJEC 第74回企画部会 | 組織運営 | 金沢 | |

○ 事務局からのお知らせ

- ・ホームページの「ヘッドラインコーナー」では、新聞の地方紙および全国紙等の情報媒体から、対岸諸国との経済交流に関する記事のタイトルを、国別（ロシア、中国、韓国・北朝鮮、台湾、その他）、時系列別に整理して掲載しております。
- ・なお、同コーナーは、パスワード管理をしております。パスワードについては既に会員の皆様にはご連絡済みですが、不明な場合は北陸AJEC事務局までお問合せ願います。
- ・また、同コーナーへのご意見・ご感想をお待ちしております。
《ホームページ・アドレス》 URL：<https://www.hokkeiren.gr.jp/ajec>

ウォームトピック Vol.182

発行日 2025年2月20日
発行者 北陸環日本海経済交流促進協議会
(略称：北陸AJEC)
金沢市片町2-2-15 北国ビルディング4階
Tel：076-231-5525 / 076-232-0472
Fax：076-262-8127
E-mail：ajec@hokkeiren.gr.jp
印刷 ヨシダ印刷株式会社
